

岡山地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税重加算税賦課決定処分等取消請求事件
国側当事者・国(岡山東税務署長)
平成21年10月27日一部認容・控訴

判 決

原告	甲
同訴訟代理人弁護士	近藤 弦之介
同	藤原 健補
同	上西 芳樹
同	藤田 奈美
同	河本 泰政
同	中村 英男
同	石島 弘
被告	国
同代表者法務大臣	千葉 景子
同指定代理人	首藤 晴久
同	米田 和弘
同	有熊 和郁
同	山根 明
同	安藤 直人
同	林 嗣朗
同	赤堀 貴美
同	周布 京幸
同	西岡 民裕
処分行政庁	岡山東税務署長 桂 幹夫

主 文

- 1 岡山東税務署長が原告に対し、平成16年11月30日付けでした
 - (1) 平成12年分の所得税重加算税賦課決定処分のうち納付すべき税額36万2000円を超える部分
 - (2) 平成13年分の所得税重加算税賦課決定処分のうち納付すべき税額44万5500円を超える部分
 - (3) 平成14年分の所得税重加算税賦課決定処分のうち納付すべき税額47万1500円を超える部分
 - (4) 平成15年分の所得税重加算税賦課決定処分のうち納付すべき税額55万6000円を超える部分をいずれも取り消す。

- 2 岡山東税務署長が原告に対し、平成16年11月30日付けでした
 - (1) 平成12年1月1日から同年12月31日までの課税期間分の消費税及び地方消費税に係る重算税賦課決定処分のうち納付すべき税額6万7500円を超える部分
 - (2) 平成13年1月1日から同年12月31日までの課税期間分の消費税及び地方消費税に係る重加算税賦課決定処分のうち納付すべき税額1万8000円を超える部分
 - (3) 平成14年1月1日から同年12月31日までの課税期間分の消費税及び地方消費税に係る重加算税賦課決定処分のうち納付すべき税額1万7000円を超える部分
 - (4) 平成15年1月1日から同年12月31日までの課税期間分の消費税及び地方消費税に係る重加算税賦課決定処分のうち納付すべき税額1万6000円を超える部分をいずれも取り消す。
- 3 原告のその余の各請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用はこれを10分し、その4を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

岡山東税務署長が原告に対し、平成16年11月30日付けでした平成12年分、平成13年分、平成14年分及び平成15年分の所得税に係る重加算税の各賦課決定処分並びに平成12年1月1日から同年12月31日まで、平成13年1月1日から同年12月31日まで、平成14年1月1日から同年12月31日まで及び平成15年1月1日から同年12月31日までの各課税期間に係る消費税及び地方消費税に係る重加算税の各賦課決定処分をいずれも取り消す。

第2 事案の概要

- 1 本件は、平成12年から平成15年までの各年分（以下「本件各年分」という。）の所得税並びに平成12年1月1日から同年12月31日まで、平成13年1月1日から同年1月31日まで、平成14年1月1日から同年12月31日まで及び平成15年1月1日から同年12月31日までの各課税期間（以下、順次「平成12年課税期間」等といい、平成12年課税期間から平成15年課税期間までの各課税期間を併せて「本件各課税期間」という。）の消費税と地方消費税（以下「消費税等」という。）につき、原告が行った修正申告等につき、岡山東税務署長が原告に対し、国税通則法（平成18年法律第10号による改正前のもの。以下「通則法」という。）68条1項及び2項に基づき、平成16年11月30日付けで、所得税重加算税及び消費税等重加算税を賦課する旨の各処分（以下「本件各処分」という。）をしたのに対し、原告が、本件各処分は違法であると主張して、その取消しを求めた事案である。

2 前提事実

当事者間に争いが無い事実に加え、証拠と弁論の全趣旨によれば、次の事実が容易に認められる。

(1) 原告について

ア 原告（大正15年8月13日生）は、昭和21年2月、倉敷税務署に勤め、昭和31年、税理士試験に合格し、昭和34年10月、瀬戸税務署の勤務を最後に13年間勤めた税務署を退職した。そして、同年12月8日に税理士法18条による登録を受け、岡山市の事務所にて税理士業を開業し、その後、同市に事務所を移転して引き続き税理士業を営んでいたが、平成16年11月30日付けで本件各処分を受けたこともあって、平成17年1月27日、

原告の税理士事務所（以下「原告事務所」という。）を閉鎖し、他の税理士とともに同所に税理士法人A税務会計を設立し、現在、その社員となっている。

本件各処分は、上記のとおり、原告が原告事務所で営業をしていた平成12年から平成15年までの時期（原告は74歳から78歳であった。）の納税に係る処分であり、その当時、原告事務所には、依頼先が法人224社、個人が62名ほどあり、また、従業員も15名ないし20名くらいが在職していたが（そのうちには、原告の長男乙（以下「乙」という。）とその妻丙（以下「丙」という。）のほか、原告の妻や二男もいた。）、税理士の資格を有しているものは一人もいなかった（甲2、7、8、原告本人（351項以下））。

なお、原告は、本件各年度以前に岡山東税務署長より所得税の確定申告につき青色申告の承認を受けていた。

イ 他方、原告は、昭和40年2月24日、会計業務、不動産賃貸業及び損保代理業等を目的とするB株式会社（以下「B」という。なお、Bは、平成8年3月に有限会社へ組織変更し、現在は、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律2条1項により、特例有限会社として存続している。）を設立し、現在まで、同社の代表取締役を務めている。Bは、企業主から記帳代行、財務計算の委託を受け、その報酬である計算料を収受している。なお、その事業年度は、毎年2月1日から翌年1月31日までである。

Bと原告の税理士事務所は、同一の事務所で業務を行い、従業員、業務用財産は共有しており、取引先も共通している（甲3、8、弁論の全趣旨）。

(2) 原告の確定申告等について

ア 原告は、岡山東税務署長に対し、別表1、2の各①欄記載のとおり、本件各年分の所得税の確定申告及び平成12年課税期間分を除く本件各課税期間分の消費税等の確定申告をいずれも法定申告期限までにした（乙2ないし8）。

イ 原告は、平成13年1月19日、岡山東税務署長に対し、別表1②欄記載のとおり、平成12年分の所得税の修正申告をし（乙9）、平成14年11月6日、同税務署長に対し、別表1③欄記載のとおり、平成13年分の所得税の修正申告をした（乙10）。

(3) 原告に対する税務調査等について

岡山東税務署長は、平成16年6月14日以降、同税務署個人課税第2部門統括官丁（以下「丁統括官」という。）及び同戊（以下「戊統括官」という。）をして原告に係る所得税及び消費税等に関する調査（本件所得税等調査」という。）をするとともに、同税務署税理士専門官C（以下「C専門官」という。）をして税理士法55条に基づく調査（以下「本件55条調査」という。）を実施させた。

本件所得税等調査及び本件55条調査によって、次の事実が明らかとなった。

ア 原告は、所得税法148条により義務づけられている青色申告に係る帳簿書類（具体的には、原告の税理士としての事業所得に係る現金出納帳である。）の備付け、記録及び保存をしていなかった。

イ 原告は、Bに記帳代行、財務計算を委託した企業から、Bの業務に係る報酬である「計算料」のほか、原告の税理士業務に係る報酬である「決算料」を収受していた。上記決算料の大部分は、上記委託企業からの計算料とともにBの預金口座に入金されていた。

ウ Bにおいては、Bの計算料と原告の決算料につき、入金都度、従業員がこれを大学ノート（乙35ないし37、平成13年分から平成15年分までである。以下、順次「本件顧問料

ノート（平成13年）」などといい、これらを併せて「本件各顧問料ノート」という。）に記帳していたが（ただし、まれには原告が記帳することもあった。）、Bの法人税や原告の所得税の確定申告をするに当たり、計算料と決算料を区別するため、乙や丙ら従業員は、本件各顧問料ノートから原告の決算料に係る項目を抽出したメモ（乙20ないし23、平成12年分（平成13年1月31日締め）から平成15年分（平成16年1月31日締め）までである。以下、順次「本件決算修正メモ（平成13年1月）」などといい、これらを併せて「本件各決算修正メモ」という。）を作成し、さらに、これを整理して「決算料外」と題するメモ（甲4、乙20の12枚目、21の6枚目、22の7枚目、23の8枚目、以下、順次「本件決算料メモ（平成13年1月）」などといい、これらを併せて「本件各決算料メモ」という。）を作成した上、補助元帳と題する伝票（これらの伝票が綴られて補助元帳になる。）に「決算料外 甲 個人収入分」と記載して整理していた。

本件決算料メモ（平成13年1月）には933万7040円、本件決算料メモ（平成14年1月）には747万4200円、本件決算料メモ（平成15年1月）には710万4500円、本件決算料メモ（平成16年1月）には755万6500円とそれぞれ記載されており、乙らは、Bの計算料から上記金額を減額して収入を計算し、これを基にBの法人税の確定申告をしていた。

これに対し、原告は、上記金額を原告個人の収入等に計上しないで収入を計算し、これを基に原告個人の所得税及び消費税等の確定申告をしていた。

(4) 原告に対する本件各処分について

ア 岡山東税務署長は、平成16年11月9日、原告に対し、所得税法148条に定める青色申告に係る帳簿書類の備付け、記録及び保存がなされていないことから、別表1④欄記載のとおり、平成12年分以降の所得税の青色申告の承認を取り消した。

イ 戊統括官は、平成16年11月10日と同月11日、原告に対し、本件所得税等調査に基づき、本件決算料等を収入金額及び課税資産の譲渡等の対価の額に加算することなどを内容とする本件各年分の所得税の修正申告及び本件各課税期間分の消費税等の期限後申告ないし修正申告の懲慥をした。

ウ 原告は、これに基づき、平成16年11月11日、岡山東税務署長に対し、別表1⑤欄記載のとおり、本件各年分の所得税の修正申告を、別表2②欄記載のとおり、平成12年課税期間分の消費税の期限後申告を、別表2③欄記載のとおり、平成13年課税期間分から平成15年課税期間分までの各課税期間分の消費税等の修正申告（以下、上記期限後申告を含めて「本件各修正申告等」という。）をした（乙26ないし33）。

エ 岡山東税務署長は、平成16年11月30日付けで、原告に対し、上記各申告について、別表1⑥欄記載のとおり、各年分の所得税過少申告加算税及び所得税重加算税の各賦課決定処分、別表2④欄記載のとおり、各課税期間分の消費税等の無申告加算税、過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定処分をした（甲1の1ないし8、以下「本件各賦課決定処分」という。そのうち、上記各所得税重加算税及び各消費税等重加算税の各賦課決定処分が本件各処分である。）。

(5) 本件訴訟提起に至るまでの経緯等

ア 原告は、別表1⑦欄及び別表2⑤欄記載のとおり、平成17年1月31日、岡山東税務署長に対し、本件各処分の取消しを求めて異議申立てをしたが、岡山東税務署長は、別表1⑧

欄及び別表2⑥欄記載のとおり、同年4月25日付けで、上記異議申立てをいずれも棄却する旨の決定をした。

イ 原告は、これを不服として、別表1⑨欄及び別表2⑦欄記載のとおり、同年5月23日、国税不服審判所長に対し、審査請求をしたが、国税不服審判所長は、別表1⑩欄及び別表2⑧欄記載のとおり、平成18年5月22日付けで、原告の審査請求をいずれも棄却する旨の裁決をし、同裁決書謄本は、同月24日、原告に到達した（甲5、弁論の全趣旨）。

ウ 原告は、平成18年11月20日、本件訴訟を提起した。

エ なお、岡山東税務署長は、従前、本件各決算料メモに記載のある収入に一定の加減を施した金額を重加算税の基礎となる税額としていたが、被告は、本件訴訟において、本件各顧問料ノートに記載のある収入に一定の加減を施した金額を重加算税の基礎となる税額として主張した。

3 争点

本件の争点は、次の点にある。

- (1) 本件各修正申告等は錯誤無効か。
- (2) 被告が、本件訴訟において、本件各処分の変更することは許されるか。
- (3) 本件55条調査によって収集した資料を本件各処分の資料とすることは違法か。
- (4) 原告が本件各年分の所得税及び本件各課税期間分の消費税等につき、決算料収入を隠ぺいし、又は仮装したか。

4 争点に関する当事者の主張

- (1) 本件各修正申告等は錯誤により無効か。

(原告の主張)

本件修正申告等の懲罰においては、修正申告後の中身を逐一説明し、場合によっては書面で説明し、認容できる経費等は必ず加味して金額の算出を行うなど丁寧な説明が必要であるにもかかわらず、本件ではそのような説明はされなかった。そのため、原告は、本件所得税等調査に際して本件55条調査も行われ、懲戒処分を念頭に置かざるを得ない極めて強いプレッシャーの下、①過少申告加算税の賦課のみで終了することができるとの会話が統括官、調査官の間でなされた可能性が高く、それを期待していたこと、②Bと原告個人との間で経費案分を行っていることを統括官らに説明しており、当然それは考慮されていると考えたこと、③約4か月間にわたる調査であったため、原告の収入及び経費の処理の実態は十分に把握されていると認識していたこと、④修正申告の懲罰に応じれば、穏便に終了するものと期待したことから、修正申告の懲罰に応じた。ところが、原告の認識、期待とは異なり、本件各処分に至ったのであるから、原告には錯誤があるというべきであり、このような場合、その錯誤が客観的に明白かつ重大であって、納税義務者である原告の利益を著しく害するので、本件各修正申告等は、錯誤により無効となるというべきである（最高裁昭和39年10月22日第一小法廷判決・民集18巻8号1762頁参照）。

(被告の主張)

原告の錯誤無効の主張は、時機に後れた攻撃防御方法であり、却下されるべきである。

- (2) 被告が、本件訴訟において、本件各処分の変更することは許されるか。

(原告の主張)

ア 被告は、前提事実(5)エのとおり、本件訴訟において、本件各決算料メモに記載のある収

入によった岡山東署長の従前の主張を改め、本件各顧問料ノートに記載のある収入に一定の加減を施した金額を重加算税の基礎となる税額であると主張するに至った。

しかし、岡山東署長の従前の主張では、隠ぺい・仮装の対象が本件各決算料メモとなるのに対し、被告の本件訴訟における主張によれば、本件各顧問料ノートとなるのであり、隠ぺい・仮装の対象はもとより、これが異なることによって隠ぺい・仮装の行為態様も異なることになる。したがって、本件各決算料メモの申告漏れ相当額を対象とする本件各処分と本件各顧問料ノート記載の収入に対してする重加算税の賦課決定処分とは、法律上全く別の行政処分であり、同一性は認められない。そうすると、被告の本件訴訟における主張は、同一性を欠く行政処分についての適法性をいうにすぎないから、主張自体失当というべきである。

また、仮にそうでないとしても、原告は、異議申立手続、審査請求手続及び本件訴訟当初において、岡山東税務署長の従前の主張に対して攻撃防御を尽くしてきたのであるから、被告の主張の変更は、原告にとって不意打ちとなる。したがって、このような被告による主張の変更は、民事訴訟法2条の訴訟上の信義則（禁反言）に反し、許されない。

イ 被告の主張に対する反論

被告は、課税処分取消訴訟においては、総額主義により、税額算出の根拠となる事実は単なる攻撃防御方法にすぎないと主張し、最高裁昭和50年6月12日第一小法廷判決・訟務月報21巻7号1547頁を援用するが、同判決は、白色申告に対する更正処分の取消訴訟に係るものであって、課税標準等又は税額等の金額の算定自体が問題となるため、総額主義により、更正された税額そのものが訴訟物となると理解される事案であるが、重加算税の賦課決定処分に係る本件においては、隠ぺい・仮装という具体的事実そのものが審判対象となる。

また、仮にそうでないとしても、所得税法155条2項は、青色申告の金額の更正処分をする場合に更正の理由の附記を要求し、通則法84条4項は、異議申立てを棄却する場合は異議決定書に決定の理由の附記を要求しているのであるが、このように、法が理由の附記を要求するのは、手続保障の見地から処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を示して不服申立てに便宜を与える点にあるから、課税処分の根拠たる事実や理由を容易に変更しうるとすると、理由附記を要求した法の趣旨を没却することとなる。したがって、上記事実や理由の変更は原則として許されないというべきであるし、例外的にそれが許されるとしても、基本的課税要件事実と同一性が認められる場合に限られるというべきところ、本件における被告の主張は、これが認められない。

(被告の主張)

課税処分取消訴訟における訴訟物は、当該課税処分によって確定された税額の適否であり、課税処分における税務署長の所得の源泉の認定等に誤りがあっても、これにより確定された税額が総額において租税法規によって客観的に定まっている税額を上回らなければ、当該課税処分は適法というべきであり（総額主義、最高裁平成4年2月18日第三小法廷判決・民集46巻2号77頁）、課税処分の同一性は、それによって確定される租税債務の同一性によってとらえられ、税額算出の根拠となる事実は単なる攻撃防御方法にすぎない。したがって、被告は、本件各処分時の認定理由に拘束されることなく、本件訴訟において、その後に新たに発見した事実を追加し、あるいは上記事実を交換することによって、処分理由を口頭弁論の終結に至るまで随時変更することができる（最高裁昭和50年6月12日第一小法廷判決・訟務月報21

卷7号1547頁参照)。

そうすると、本件訴訟における訴訟物も、本件各処分によって確定された税額であり、その税額算出の根拠として、本件各顧問料ノート記載の収入に係る申告漏れの事実を追加的に主張することは、本件各処分の適法性を基礎付ける事実の主張であって適法であり、これが許容される以上、訴訟上の信義則にも反しない。

(3) 本件55条調査によって収集した資料を本件各処分の資料とすることは違法か。

(原告の主張)

税理士法55条に基づく調査は、税理士業務の適正な運営を確保するために行われるものであり、所得税に関する調査が目的ではないのであって、本件55条調査も、所得税法上の課税処分を行うための調査ではないから、所得税に係る更正、賦課決定等を行うためには、所得税法234条に基づく調査が行われなければならない。ところが、本件各処分をするに当たっては、同条に違反し、本件55条調査によって得られた資料が転用されている。したがって、このような違法な調査に基づいて得られた原告の聴取書(乙24、34、38)を証拠として用いることはできず、また、この調査に基づいてなされた本件各処分もまた違法である。

また、通則法24条、25条の調査と税理士法55条に基づく監督庁の措置としての調査とは、それぞれ異なる目的に基づくものであり、この点からみても、本件55条調査における資料を本件各処分をするために用いることは許されない。被告が援用する最高裁昭和63年3月31日判決・訟務月報34巻10号2074頁は、国税犯則取締法に基づく処分という行政処分よりもより人権侵害の程度が高く、かつ、裁判所による令状に基づいてなされた処分によって得られた資料を行政処分に用いたという事案であり、本件とは事案を異にする。さらに、被告が援用する広島地裁平成4年10月29日判決、その控訴審である広島高裁平成7年12月12日判決も、いずれも犯則調査で得た資料を更正処分等で用いた事案であって、本件とは事案を異にする。

(被告の主張)

本件所得税等調査は、本件55条調査と平行して実施されたのであるから、本件55条調査で得た資料を本件各処分へ転用したというのは誤りである。

また、国税の更正又は決定の処分は、税務署長によって、通則法24条、25条の調査に基づいて行われるが、ここにいう「調査」とは、課税標準等又は税額等を認定するに至る一連の判断過程の一切を意味するものと解せられ、課税庁の証拠資料の収集、証拠の評価あるいは経験則を通じての要件事実の認定、租税法その他の法令の解釈を経て更正処分に至るまでの思考、判断を含む極めて包括的な概念であり、この調査方法、時期等の具体的な手続については、何ら法定されていないのであるから、この点において、課税庁に広範な裁量が認められていると解される(広島地裁平成4年10月29日判決・税務訴訟資料193号274頁、その控訴審である広島高裁平成7年12月12日判決・税務訴訟資料214号729頁)。また、課税処分を行うに当たっては、国税犯則取締法に基づく犯則調査により収集された資料であっても用いることが許容されるし(最高裁昭和63年3月31日第一小法廷判決・訟務月報34巻10号2074頁参照)、税理士法55条2項も調査結果を課税処分を利用することを禁止してはいないのであるから、本件各処分をするに当たり、本件55条調査により収集された資料を用いることも当然許容されるはずである。

(4) 原告が本件各年分の所得税及び本件各課税期間分の消費税等につき、決算料収入を隠ぺい

し、又は仮装したか。

(被告の主張)

ア 原告は、多額の所得があったにもかかわらず、これをゼロとし、あるいはそのごく一部だけを作為的に記載した申告書を提出し続けていた。

(ア) 原告は、別表5のとおり、多額の事業所得があったにもかかわらず、そのごく一部だけを申告しており、その申告漏れの金額もその割合も年々増加していた。このことは、別表15のとおり、申告漏れのうち、平成13年分以降の本件概算額減額後の収入金額が占める割合は70.96パーセントから86.55パーセントと高い上、別表のとおり、所得金を基準としても、隠ぺい・仮装事由が認められる所得金額は高額であるし、修正申告後の事業所得の金額に占める割合も約61パーセントから約77パーセントと高いことから明らかである。

(イ) 原告は、多額な所得があったにもかかわらず、そのごく一部しか申告していないことを十分に認識していた。

a 原告は、確定申告に当たり、原告個人に帰属する収入が網羅的に記載されていた本件各顧問料ノートの内容を確認していた。

このことは、本件各顧問料ノートが各顧問先ごとに決算月、決算料及び顧問料などの収入の別、その受領日、受領額、受領方法の別などが記載されており、原告個人の収入とBの収入との区別もなされているものであり、これによって、原告個人の収入全体を把握することができるものであるところ、本件各年分の原告の所得の内訳書を作成するに当たっては、これを確認することで必要な情報は全て得られる上、原告自身の確定申告に当たって、本件各年分の所得の内訳書の作成にあたって、本件各顧問料ノートを参照していたことを認めていることからすれば明らかである。

この点、原告は、本件各顧問料ノートは、顧問先に異動があった場合にのみ、その事項を参照していたと主張するが、前年の所得の内訳書には決算料収入が計上されていない顧問先について、決算料の異動がないにもかかわらず、顧問料ノートの記載どおりに当年の所得の内訳書に決算料収入が記載している場合があり、顧問先に異動がある場合にのみ本件各顧問料ノートを原告が確認していたとは考え難いし、1年間に異動のあった顧問先のすべてを正確に記憶することはいくら従業員が顧問先を分担していたとしても、原告のように多数の顧問先を抱えている場合には不可能であり、異動があった顧問先に限らず、本件各顧問料ノートをすべての顧問先について確認していたことは明らかである。

b 原告は、所得内訳書の作成に当たり、本件各決算料メモの記載内容を確認していた。

原告は、Bの預金口座に入金された金員のうち、原告に帰属すべき決算料を区別するために本件各決算料メモの作成を従業員に指示したのであり、本件各決算料メモが原告個人の決算料収入について記載されたものであることを認識していた。したがって、原告は、原告個人の所得税の確定申告に当たり、Bの決算修正伝票を確認していたというのであり、その際、このBの決算修正伝票の一部である本件各決算料メモを確認していたことは明らかである。

この点、原告は、本件各決算料メモの存在を失念していた旨主張するが、本件各決算料メモの作成経緯及び原告がBの決算修正伝票を参照していたことからすれば、失念し

ていないことは明らかである。

- c 原告は、確定申告に当たり、乙をはじめとするBの従業員から原告個人の収入額等について報告を受けていた。

従業員は、原告に帰属する収入金額及び経費を把握しており、また、乙もBの決算業務において、決算修正メモや決算修正伝票の作成を行うとともに、原告事務所の業務全般に携わるとともに、原告個人の申告に関する資料収集等を行って、これらに係る情報を有していたところ、これらの者がBの決算修正業務において算出、確定される原告個人の経費を決算修正伝票と併せて報告しているにもかかわらず、Bの決算修正業務において算出、確定され、決算修正伝票に記載されている原告個人の収入を報告しないということもあり得ない。

- (ウ) 原告の過少申告は作為的にされたものである。

原告の過少申告は、前記のとおり、原告が、多額の所得があつたにもかかわらず、これをゼロとし、あるいはそのごく一部だけを作為的に記載した申告書を提出し続け、その旨を認識していたのであって、それにもかかわらず、原告に申告漏れが生じていること、本件の過少申告が長期間かつ多額なものであること、失念するはずのない頻繁に接触する大口の顧問先からの決算料についても申告がされていないこと、原告のミスや失念によって申告漏れをしていたのであれば、申告漏れの存在に気付けば、当然なされるはずの修正申告をするはずであるのに、原告には年度中に申告漏れの存在に気付く機会があつたにもかかわらず、税務職員に申告漏れの存在を指摘されるまで修正申告を行っていないこと、原告は確定申告書作成等報酬額について、実際の収入よりも多額の概算額を計上していたと主張するも当該主張に係る期間における実際の収入は概算額よりも多額であることからすると、原告の過少申告が作為的になされたものであることは明らかである。

- イ 仮に原告が本件各顧問料ノートや本件各決算料メモ等の資料を確認しておらず、多額の所得があつたにもかかわらず、これをゼロとし、あるいはそのごく一部だけを作為的に記載した申告書を提出し続けたとは認められないとしても、前記のとおり、本件各顧問料ノートには、Bと原告の収入が網羅的に記載され、このことを原告も認識し、本件各顧問料ノートの記載からどの収入が原告の収入であるかを把握する方法を原告は理解し、また、本件各決算料メモに記載された収入は原告に帰属するべきものであり、このこと及びこのメモの存在を原告も認識・理解していた。そうすると、約45年に及ぶ経験を有する税理士である原告は、本件各顧問料ノートや本件各決算料メモ等の資料により、容易に、かつ、より正確に原告個人の収入を把握できることを十分に認識、理解していたにもかかわらず、原告は正確に現実の収入を把握できる帳簿等の各種資料を確認することなく確定申告を行い続けて、過少申告ないしは無申告を生じさせたものである。

このような場合、具体的な収入金額を把握しておらず、多額の所得があることを認識しておらず、納税者が多額の所得があつたにもかかわらず、これをゼロとし、あるいはそのごく一部だけを作為的に記載した申告書を提出し続けた場合ではなくとも、そのような確定申告をすれば過少申告又は無申告が生じることが必定であるから、当初から過少申告又は無申告を意図して確定申告書を提出し続けたというべきであり、原告は、税理士であつて、税務専門家として高度な能力及び識見を有し、その職務上、帳簿等の各種資料に基づき正確に申告する必要があることを十分に認識していたというのであるから、本件は、当初から所得を

過少に申告することを意図し、その意図を外部からもうかがい得る特段の行動をした上、その意図に基づく過少申告をした場合であることは明らかである。

ウ 以上によれば、本件において、原告は、本件各年分の所得税及び本件各課税期間分の消費税等につき、決算料収入を隠ぺいし、又は仮装したといえ、通則法68条1項、2項所定の重加算税の要件を満たしている。

エ 原告の主張に対する反論

(ア) 国税庁長官の定める「申告所得税の重加算税の取扱いについて（事務運営指針）」第1項に定める重加算税の賦課基準は、第1項柱書きにおいて、「例えば、次に掲げるような事実（中略）がある場合をいう」と記載されているように、重加算税の賦課に関する取扱い基準を例示的に列挙したものにすぎず、これに当てはまらないからといって、重加算税を課することができないわけではない。

(イ) 所得税及び消費税等については申告納税方式が採用されており、本件各年分の所得税及び本件各課税期間分の消費税等の税額は、原告の提出した修正申告書及び期限後申告書（乙26ないし33）により確定している。そして、通則法68条1項、2項によれば、重加算税は、過少申告加算税及び無申告加算税に代えて課される所、通則法65条1項は、修正申告又は更正がされた場合には、その修正申告又は更正に基づき過少申告加算税を課すると規定し、同様に、通則法66条1項は、期限後申告書の提出、更正又は決定等がされた場合に、当該各号に規定する申告、更正又は決定に基づき無申告加算税を課すると規定しているのであるから、法文上、原告の提出した修正申告書及び期限後申告書の記載の税額を基礎として検討しなければならないことは明らかである。

(ウ) 原告は、平成13年度の概算で申告した金額は199万円であるが、本件顧問料ノート（平成13年）中の申告漏れ額は131万7000円であり、概算額を下回っていると主張する。

しかしながら、原告の平成13年分の事業所得の収入金額のうち、申告漏れの金額は1544万2878円にのぼり、たしかに確定申告書作成報酬については、本件顧問料ノート（平成13年）の金額は原告の概算で進行し収入金額を下回っているが、その差額は67万3000円にすぎない。さらに、D銀行富田町支店の原告名義預金口座に振り込まれた金額のうち、平成13年2月9日E名義の5万円の入金（相続税ないし確定申告書に関する報酬）であり、同年3月19日欄のF名義の20万円の振り込みは確定申告書作成報酬であり、同月26日欄のG名義の21万円の振り込みは相続税の申告書に関する報酬であり、同年12月20日欄のH名義の40万円の振り込みは相続税の申告書に関する報酬であり、これらは平成13年分の原告個人の収入として申告すべきものであり、これらはいずれも原告が自認する平成13年分の確定申告書作成報酬に含まれておらず、同金額の合計86万円を原告が自認する確定申告作成報酬131万7000円と併せると212万7000円となり、原告が概算で申告した金額を上回る。そうすると、実際の収入よりも多い概算額で申告を行っていたという原告の主張は、その前提を欠く。

(エ) 原告は、決算料を申告するのを失念したと主張するが、原告の顧問先の一つであるI協同組合は、毎年原告に対して決算料を支払っており、その申告額は毎年30万円と多額であるにもかかわらず、原告はこれを申告していない。同組合については、このように決算料額が多額であるにとどまらず、原告は多いときには年に30回、少なくとも年に5、

6回は訪れていたというのであり、このような顧問先からの決算料を失念することは考え難く、同組合からの収入を認識していながら、作為的に所得の内訳書に記載しなかったと考えるのが整合的である。

(原告の主張)

原告には、所得税及び消費税等の課税標準額又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装した事実は全くなく、隠ぺい、仮装と評価すべき行為も存しない。

ア 本件各決算料メモについて

原告は、自らが税理士であり、税理士業務をしている関係上、毎年3月には、顧問先から多数の所得税の確定申告の依頼を受けているほか、Bにおいても、年間約200件の計算業務の委託を受けており、多忙を極めていた。そのため、Bの預金口座に入金された原告の収入とすべき決算料をまとめた本件各決算料メモの作成を従業員に指示し、これを作成させたにもかかわらず、その存在を失念し、決算料を原告の収入として計上せずに確定申告をし、また、修正申告をしなかった。このように、原告が本件各決算料メモの存在を失念したのは、上記のとおり、原告業務が多忙であったことに加え、原告自身が高齢による体調不良や原告と従業員との間の連絡漏れ、確認漏れによるものであって、原告が故意に仮装、隠ぺいしたものであるものではない。

イ 本件各顧問料ノートについて

原告は、前記のとおり、確定申告時期は原告自身が多忙であるとともに、高齢のため、毎年の確定申告時には、前年度の所得の内訳書を基本として所得の算定をしたにとどまり、本件各顧問料ノートについては、顧問先に異動があった場合や病院等の関与先について確認することがあったものの、そうでない場合には、本件各顧問料ノートを確認してはいなかった。

ウ 原告が故意に隠ぺい・仮装したものでないことは、重加算税の付加要件について取扱い基準を定めた国税庁長官の「申告所得税の重加算税の取扱いについて（事務運営指針）」第1項に定められた賦課基準のいずれにも該当しないこと、原告がその所得額を概算額で申告しているところ、平成13年度は申告した概算額は199万円であるが、平成13年分の本件各顧問料ノート記載分の合計は131万7000円とこれを上回っていることから明らかである。

エ 被告は、本件各顧問料ノートや本件各決算料等の資料により、容易に、かつ、より正確に原告個人の収入を把握できることを十分に認識、理解していたにもかかわらず、原告は正確に現実の収入を把握できる帳簿等の各種資料を確認することなく確定申告を行い続けて、過少申告ないしは無申告を生じさせた場合についても、通則法68条所定の「隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたとき」に該当すると主張するが、帳簿等を十分に確認できないまま確定申告をしたとしても、実際よりも高額な所得があったことを前提とする申告を行う可能性もあり、当然に過少申告又は無申告となるわけではないのであるから、このことのみから通則法68条所定の「隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたとき」に該当しないことは明らかである。

また、被告は、原告が税理士であることを指摘するが、税理士が「仮装・隠ぺい」をすれば、一般人と異なり、重加算税の賦課決定のみではなく、懲戒処分を受ける立場にあるのであって、故意に所得隠しを行う可能性はむしろ一般人と比較して乏しいのである。したがっ

て、原告が税理士であることは、「仮装・隠ぺい」を否定する事情であるし、税理士であっても一般人と同じように高齢に伴い忘却が生じることはやむを得ない。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1) (本件各修正申告等は錯誤により無効か。) について

原告の錯誤無効の主張は、平成21年5月15日に開かれた第5回口頭弁論期日において、原告本人尋問が実施された後、当事者双方とも他に立証はなく、同年7月17日までに最終準備書面を提出するとして、次回口頭弁論期日における弁論終結が約されながら、原告は、同年8月25日に開かれた第6回口頭弁論期日において、その前日に提出した準備書面(6)に上記主張を記載し、これを陳述することで初めて主張したものであることは、記録上明らかである。

また、本件訴訟においては、訴訟提起の段階から弁護士である原告訴訟代理人らが原告から訴訟委任を受けてこれを追行しており、本件各修正申告等に係る態様が不当である旨も相当早期の段階で主張されていたこともまた記録上明らかであるから、本件においては、この錯誤無効の主張は、少なくとも弁論準備手続終結前の時期にすることができたことは明らかである。

以上の事実によれば、原告の錯誤無効の主張は、本件口頭弁論終結の直前に主張されたもので、被告の認否、反論の機会がなかったし、これを判断するため、さらに口頭弁論を続行する必要があるが、上記経緯に照らせば、原告訴訟代理人らが重大な過失により時機に後れて提出した攻撃防御方法であり、これにより訴訟の完結を遅延させることとなると認めることができる。

よって、民事訴訟法157条1項により、原告の上記主張を却下することにする（なお、原告が税理士であることを考慮すると、原告の主張によっても、原告には錯誤に関して重大な過失があると疑われるから、被告がこの点を指摘、反論すれば、同主張が採用される可能性はほとんどない。）。

2 争点(2) (被告が、本件訴訟において、本件各処分の変更することは許されるか。) について

課税処分の取消訴訟における実体上の審判の対象は、当該課税処分によって確定された税額の適否であり、課税処分における税務署長の所得の源泉の認定等に誤りがあっても、これにより確定された税額が総額において租税法規によって客観的に定まっている税額を上回らなければ、当該課税処分は適法というべきである（最高裁平成4年2月18日第三小法廷判決・民集46巻2号77頁）ところ、被告の本件訴訟における主張と岡山県税務署長の従前の主張は、いずれも原告に対する重加算税の基礎となる税額に係るものであり、その税額の適否という同一の実体上の審判対象に係る攻撃防御方法に位置づけられるものである。

また、前提事実(3)ウ(6丁)、(5)エ(8丁)で確定したところによれば、被告の本件訴訟における主張は、本件各顧問料ノートの収入に一定の加減を施した金額を重加算税の基礎となる税額とし、岡山税務署長の従前の主張は、本件各決算料メモの収入に一定の加減を施した金額を重加算税の基礎となる税額としたものであるが、本件各決算料メモは、もともと本件各顧問料ノートの記載から抽出されて作成されたものにすぎず、細部において相違があるとしても、概ねは一致しているというべきであるから、被告の本件訴訟における主張と岡山税務署長の従前の主張とは、基本的事実関係を同じくするというに十分である。

したがって、上記の争点に係る原告の主張はすべて採用することができない。

3 争点(3) (本件55条調査によって収集した資料を本件各処分の資料とすることは違法か。) について

甲5（4丁以下）と弁論の全趣旨によれば、本件所得税等調査は、平成16年6月14日から行われ、また、同年7月20日からは本件55条調査も行われ、これらがいずれも岡山東税務署に所属する戊統括官とC専門官とによって同時平行的に行われたことが認められるところ、本件所得税等調査においては、原告の本件各年分の所得税のほか、これに係る重加算税の課税要件が調査対象となっていたが、この要件の有無は、原告の税理士としての懲戒問題に直結しており、本件55条調査においてもこれが調査対象となったことは明らかである。そうすると、調査権限に係る根拠法令が異なるとはいえ、本件所得税等調査と本件55条調査とは、その調査対象がいずれも同一であり、調査目的も、隠ぺい・仮装による重加算税の賦課ないしかかる行為に伴う原告の税理士としての適格性という密接に関連した事項であることに加え、これらの各調査がいずれも行政手続であり、犯罪捜査ではないことを併せ考慮すれば、本件55条調査において得られた資料を本件各処分資料とすることが直ちに違法であるということとはできない。

したがって、上記の争点に係る原告の主張もまた、採用することができない。

4 争点(4)（原告が本件各年分の所得税及び本件各課税期間分の消費税等につき、決算料収入を隠ぺいし、又は仮装したか。）について

(1) 前提事実に加え、甲8、乙24、25、34の2、38及び原告本人尋問の結果と弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 原告は、平成12年から平成15年当時（原告は74歳から78歳であった。）、岡山市の原告事務所において税理士業を営んでおり、従業員は、原告の長男乙とその妻丙、原告の妻及び二男を含め、15名ないし20名が在職していたが、そのうちには税理士の資格を有しているものは一人もいなかった。

また、原告は、高齢による体力の低下や白内障、難聴その他（高血圧、不整脈、前立腺疾患）のため、平成12年ころから一度にこなせる仕事の量が減り、特に、税理士事務所の場合、毎年3月には、所得税等の確定申告の依頼が集中、増加するため、原告のみならず、従業員も毎日多忙な日々を送っていた。

イ ところで、原告は、原告事務所の所長を務めるとともに、記帳代行、財務計算を業とするB（事業年度は毎年2月1日から翌年1月31日までである。）の代表取締役を務めていた。そのため、原告は、従前、原告個人の所得税の確定申告については、多忙な中、折りをみて、前年の所得の内訳書を基本とし、依頼先の変更の有無等について自ら確認するだけで概算で申告書を作成し、毎年3月15日までにこれを岡山東税務署長に提出し、Bの法人税の確定申告については、同日すぎから同月下旬にかけて、乙らが申告書を作成し、原告が目を通して同税務署長に提出していた。

なお、Bの預金口座には、Bの業務の報酬である計算料のほか、原告の税理士業務の報酬である決算料も振り込まれていたが、原告は、この計算料と決算料とを区別せず、すべてBの収入に計上した上、上記各確定申告をしていた。

ウ このような中、平成12年ないし平成13年に至り、原告は、従業員のうちの一人から、Bの預金口座に振り込まれている決算料は原告個人の収入ではないかとの指摘を受け、さらに、その従業員から決算料を抽出しておくと言われたことから、その指摘を妥当と認め、決算料の抽出を指示した。そこで、その従業員は、顧問料等の入金管理のために作成されていたBの本件顧問料ノート（平成13年）から決算料に係る項目を抽出して本件決算修正メモ（平成13年1月）を作成し、さらに、これを整理して本件決算料メモ（平成13年1月）

を作成した上、本件決算修正メモ（平成13年1月）に綴り込んだ。そして、その従業員は、補助元帳と題する伝票に「決算料外 甲 個人収入分」と記載した（ただし、現存しているのは、平成15年分に係る乙19だけのようなものである。）。

エ ところが、原告は、前記のとおりが多忙と高齢のため、上記従業員が本件決算料メモ（平成13年1月）を作成していたことを失念し、平成12年分の所得税の確定申告に当たっても、例年どおり、前年の所得の内訳書を基本とし、依頼先の変更の有無等については確認をしたものの、本件決算料メモ（平成13年1月）は勿論、本件顧問料ノート（平成13年）についてもその点検、確認、照合等を行うことなく、申告書を作成し、岡山東税務署長に提出した。そのため、本件決算料メモ（平成13年1月）に記載された原告の収入は、同申告書には収入としてまったく計上されなかった。

他方、Bの法人税の確定申告については、例年と異なり、その収入から原告個人の決算料が除外され、乙らは、これに基づいて申告書を作成し、原告が目を通して同税務署長に提出した。

オ このようにして、原告は平成12年分の所得税の確定申告を終え、Bは同事業年度分の法人税の確定申告を終えたが、このような原告の所得税の確定申告とBの法人税の確定申告の方法は、平成13年分（Bについては同事業年度分、以下、事業年度の記載を省略する。）から平成15年分まで続き、その間、原告は、前記従業員から申し送りを受けた他の従業員が、本件各顧問料ノートから決算料を抽出して本件各決算料メモを作成し、本件各決算修正メモに綴り込んでいたにもかかわらず、その事実を失念したままであったため、前記のとおり前年の所得の内訳書を基本とする方法で所得税の確定申告書の作成と提出を続けた。

このようなことから、本件各決算料メモに記載された原告の決算料収入は、その全額が所得税の確定申告に当たって原告の収入として計上されなかった。

カ 岡山東税務署長は、平成16年6月14日以降、丁統括官らをして本件所得税等調査及び本件55条調査を実施させたが、その経緯は、次のとおりである。

(ア) 同年6月14日

丁統括官は、本件所得税等調査に着手し、原告事務所において、原告の記帳状況等を検討した。その結果、丁統括官は、原告が所得税法148条により義務付けられている青色申告に係る帳簿書類の備付け、記録及び保存をしていないことを確認した。

(イ) 同年8月19日

丁統括官から本件所得税調査等を引き継いだ戊統括官と本件55条調査を担当することとなったC専門官は、原告事務所において、Bの補助元帳を検査し、「貸方科目・口座名」欄に「計算料収入」、「取引金額」欄に「△7556500」、「摘要」欄に「決算料外 甲 個人収入分」と記載された決算修正に係る平成16年1月31日付けの補助元帳と題する伝票（乙19）を発見した。そこで、戊統括官らは、原告に対し、Bに係る決算修正の基礎資料の提示を求めたところ、原告は、戊統括官らに対し、ファイルに綴じられたBの本件各決算修正メモ（乙20ないし23）を提示した。戊統括官らは、これを調査し、本件決算修正メモ（平成16年1月）に本件決算料メモ（平成16年1月）（乙23の8枚目）が綴り込まれているのを認め、これに記載された755万6500円との金額が上記伝票に記載された金額と一致したことから、原告に対し、同メモの記載が同伝票の内訳であるのか質問したところ、原告は、これを肯定する旨即答し、さらに、戊統括官らは、

原告に対し、本件決算料メモ（平成16年1月）記載の金額は原告個人の収入とすべきものか質問したところ、原告は、これを肯定する旨即答した。

そこで、戊統括官らは、原告から提示を受けた本件各決算修正メモを岡山東税務署に持ち帰って精査したところ、本件各年分のすべてにつき、本件各決算料メモ記載の金額がBの収入から除外されていながら、原告個人の収入には計上されないまま、Bの法人税の確定申告と原告の所得税の確定申告がされていることが判明した（弁論の全趣旨）。

なお、この間の同年7月21日、C専門官は、原告事務所において、原告に対し、原告事務所の状況や原告の所得税の確定申告の方法等について質問し、原告からの聴取書（乙38）を作成している。

(ウ) 同年10月12日

戊統括官とC専門官は、原告事務所において、原告に対し、本件各決算修正メモ等に係るBの決算修正の経緯及びBの法人税申告書作成の経緯について質問し、C専門官は、原告からの聴取書（乙24）を作成した。

また、原告が、決算修正メモや決算修正伝票の作成は長男の乙が行っている旨説明したので、戊統括官らは、乙に対し、Bの決算及び法人税の申告について質問し、C専門官は、同人からの聴取書（乙25）を作成した（弁論の全趣旨）。

(エ) 同年11月10日

戊統括官は、原告事務所において、本件所得税等調査に基づき、原告に対し、原告の本件各年分の事業所得の収入金額につき、平成12年分について947万5040円、平成13年分について754万9700円、平成14年分について697万5000円、平成15年分について、695万0500円、本件各課税期間分の消費税等の課税資産の譲渡等の対価の額につき、平成12年課税期間分について947万5040円、平成13年課税期間分について754万9700円、平成14年課税期間分について697万5500円、平成15年課税期間分について695万0500円をそれぞれ加算すること等を内容とした本件各修正申告等の懲遷をした（弁論の全趣旨）。

(オ) 同年11月11日

戊統括官は、岡山東税務署において、原告に対し、再度、前記(エ)と同様の本件各修正申告等の懲遷をし、原告は、同日、この懲遷に応じて、同税務署長に対し、本件各修正申告等をした（乙26ないし33、弁論の全趣旨）。

(カ) 本件各処分は、同年11月30日付けでされたが、そのうち、原告の所得税の重加算税関係の内容は、次のとおりとなっている（甲1の1ないし4、弁論の全趣旨）。

a 平成12年分

本件決算料メモ（平成13年1月）の金額	933万7040円
精査後の金額	947万5040円
重加算税算定の基礎となる税額	309万円

b 平成13年分

本件決算料メモ（平成14年1月）の金額	747万4200円
精査後の金額	754万9700円
重加算税算定の基礎となる税額	276万円

c 平成14年分

本件決算料メモ（平成15年1月）の金額	710万4500円
精査後の金額	697万5500円
重加算税算定の基礎となる税額	253万円
d 平成12年分	
本件決算料メモ（平成16年1月）の金額	755万6500円
精査後の金額	695万0500円
重加算税算定の基礎となる税額	257万円

(2) 以上のとおりに認められるところ、被告は、原告が、多額の所得があったにもかかわらず、これをゼロとし、あるいはそのごく一部だけを作為的に記載した申告書を提出し続けていたと主張するので、以下、検討を加える。

ア まず、本件においては、原告の本件各年分の所得税の確定申告に当たり、原告の収入となるべき本件各決算料メモ記載の決算料がすべて収入から除外されていることは明らかであるが、前記認定の事実と弁論の全趣旨によれば、原告事務所には、本件各決算メモが綴り込まれた本件各決算修正メモばかりか、その余の関係帳簿類についても、何ら隠匿、改変されることなく、そのまま保管されており、しかも、この本件各決算料メモないし本件各決算修正メモや前記補助帳簿と題する伝票と原告やBの各確定申告書等とを照合すれば、本件各決算料メモ記載の金額がBの収入から抽出、除外されたものであって、原告個人の収入となるべきものであるのに、これが確定申告の際に原告の収入に計上されていないことが直ちに判明することが認められるのであるから、仮に、原告がこのような方法によって上記決算料を原告の収入から除外し、これを隠ぺい・偽装しようとしたとするならば、税理士である原告のとった方法としては、あまりに稚拙かつ不用意にすぎるといふべきである（すなわち、原告は、わざわざ収入除外の一覧表であるかのごとき本件各決算料メモを作成した上、まるで所得税等の税務調査があれば直ちに提示できるように、これをBの決算書類である本件各決算修正メモに綴って保管していたことになる。）。

また、前記カ(イ)で認定したところによれば、戊統括官らが上記伝票の記載からその基礎資料の提示を求めた際、原告は、これを逡巡、拒絶することなく、本件各決算修正メモを提示しているのであって、この点からも、原告には、上記決算料の収入からの除外を隠ぺい・偽装しようとした意思があったものとは認め難い。

以上のとおり、本件における決算料を収入から除外する方法は、税理士である原告による隠ぺい・偽装の方法としてはあまりに稚拙かつ不用意にすぎるとし、また、本件所得税等調査等における原告の上記対応からしても、原告に収入除外に係る隠ぺい・偽装の意思があったとは認め難い。

イ 次に、原告が所得税の確定申告をするに当たり、本件各顧問料ノートないし本件各決算料メモを確認していないことは前記認定のとおりであるが、被告は、これを確認していた旨主張するので補足するに、甲8、乙24、25、34の2、38及び原告本人尋問の結果（61項以下、90項以下、164項以下、242項以下）と弁論の全趣旨によれば、本件各顧問料ノートは、顧問先からの顧問料等の入金管理のために作成されたものであり、休日では従業員がいないときなど、まれに原告自らが記載することもあるが、ほとんどは従業員が記載していたことが認められるほか、原告の所得税等の確定申告の方法についても、まず、乙らが報酬の支払調書等の資料を集め、次いで、原告が、収入については、前年の所得の内訳書

を見て当年の所得の内訳書を作成していたのであるが、これを作成するに当たっても、原告は、前年分の所得の内訳書を参照しつつ、顧問先や顧問料の増減の異動の有無を確認し、異動がなければ、前年分の所得の内訳書記載の内容を移記し、異動があれば、本件各顧問料ノートの記載を確認したり、担当の従業員に聞いたりして所得の内訳書に記載し、他方、経費については、乙がこれを記載していたのであって、これら当年分の所得の内訳書等の作成後は、原告や従業員は、本件各顧問料ノートと照合して確認してはいなかったことが認められる。そうすると、原告は、本件各顧問料ノートに自ら記載することがあったとはいえ、その内容、特に、原告の収入に関する金額の詳細についてまでは把握していなかったと認められる。

なお、被告は、前年の所得の内訳書には決算料収入が計上されていない顧問先について、決算料の異動がないにもかかわらず、顧問料ノートの記載どおりに当年の所得の内訳書に決算料収入が記載している場合があることを指摘し、顧問先に異動がある場合にのみ、原告が本件各顧問料ノートを確認していたとは考え難いと主張するが、被告が指摘するような場合があったとしても、それだけでは、原告が本件各顧問料ノートを確認し、原告の収入に関する金額の詳細まで把握していたというには足りない。

また、前掲各証拠によれば、Bでは、本件各決算料メモをもとに、Bの名義口座に入金された収入金から原告個人の決算料等を控除して、決算の修正をしているが、これは、乙が、Bに計上されている決算料等の原告個人の収入分の金額を拾い出し、経費に関して、原告個人で申告する部分とBの収入金とに案分した経費率によって決算修正し、Bの決算修正メモや決算修正伝票の作成をし、法人税の計算をして、原告に報告し、申告書を作成し、原告に署名押印をしてもらうという方法でなされていた。原告は、この際、Bの決算修正メモは見ず、決算報告書のみを目を通して、署名押印しており、乙から、Bに入金された原告の決算料については報告を受けてはおらず、乙自身は、原告個人の所得税及び消費税等の申告には一切かかわっていない（乙24、25、34の2、原告本人230ないし237、原告本人366ないし368項）ことが認められる。そうすると、原告は、本件決算料メモの存在はともかく、少なくとも、その内容を認識していないことが認められる。

以上の次第によれば、原告は、本件各顧問料ノートについては、日頃から確認してはおらず、顧問先等に異動のあった場合にだけ確認をするのみであって、その内容については把握していなかったし、本件各決算メモについても、少なくとも、その内容を認識していなかったものというべきである。

ウ さらに、被告は、原告が乙をはじめとするBの従業員から原告個人の収入額等について報告を受けていたと主張するが、従業員の報告により、原告が原告の収入の詳細について知っていたことを認めるに足りる証拠はない。

エ なお、原告名義の株式会社D銀行富田町支店の預金口座に入金（本件各顧問料ノートにも記載がない。）されながら、原告が確定申告をするに当たり、預金通帳を確認しなかったため、原告の収入として計上されていないものが存在することが認められる（乙24、50、原告本人277ないし289項）など、原告は、税理士でありながら、自らの所得税の確定申告について、正確な申告をしようという意識に欠け、ひいて各種帳簿の点検、確認等もおろそかになっていたことは明らかというべきであり、税理士としては相当に問題があるが、原告がこのようなずさんな確定申告をしていた事実があること自体は否定し難いところで

ある。そして、本件各決算料メモによる収入除外も、上記のとおり原告のずさんな態度に起因するものであるとしても、だからといって、原告が、隠ぺい・仮装の方法によって上記収入除外をしたということではできず、かかる事実を認めるに足りる証拠もない。

オ したがって、上記収入除外は、原告が、単に本件各決算料メモの存在を失念し、しかも、上記ずさんな態度で自らの所得税の確定申告をし続けたのが真相というべきであり、このような認定、評価から前記(1)のとおり事実を認定したものである。

(3) ところで、重加算税を課するためには、納税者のした過少申告行為そのものが隠ぺい、仮装に当たるというだけでは足りず、過少申告行為そのものとは別に、隠ぺい、仮装と評価すべき行為が存在し、これに合わせた過少申告がされたことを要するのであり、この隠ぺい、仮装と評価すべき行為としては、架空名義の利用や資料の隠匿等の積極的な行為が存在したことまでは必要ではないが、少なくとも、納税者が、当初から所得を過少に申告することを意図し、その意図を外部からもうかがい得る特段の行動をした上、その意図に基づく過少申告をしたような場合でなければならないと解するのが相当であり（最高裁平成7年4月28日第二小法廷判決・民集49巻4号1193頁）、単に、過少申告となることを予見し、認容していたとしても、これのみでは通則法68条所定の仮装・隠ぺいというには不十分であるといわざるを得ず、原告が、所得税の課税標準等又は消費税等の税額等の計算の基礎となるべき事実である、本件各顧問料ノート又は本件各決算料メモに記載された収入金額から、当初の確定申告書の所得の内訳書中原告が概算で申告したとする収入を除いた収入金額に係る収入を、隠ぺいし、又は仮装し、これに基づいて、過少に申告し、又は申告しなかったと認めることはできない。

(4) この点、被告は、約45年に及ぶ経験を有する税理士である原告は、本件各顧問料ノートや本件各決算料メモ等の資料により、容易に、かつ、より正確に原告個人の収入を把握できることを十分に認識、理解していたにもかかわらず、原告は正確に現実の収入を把握できる帳簿等の各種資料を確認することなく確定申告を行い続けて、過少申告ないしは無申告を生じさせたというのであり、このような場合であっても、そのような確定申告をすれば過少申告又は無申告が生じることが必定であるから、当初から過少申告又は無申告を意図して確定申告書を提出し続けたというべきであり、本件は、当初から所得を過少に申告することを意図し、その意図を外部からもうかがい得る特段の行動をした上、その意図に基づく過少申告をした場合と同視でき、通則法68条所定の仮装・隠ぺいを原告が行ったと主張する。

しかしながら、被告のこの主張は、過少申告となることを予見し、認容していたとしても、これが通則法68条所定の仮装・隠ぺいに当たると主張するものにすぎず、独自の見解をいうものであって、採用することはできない。

5 重加算税の額

(1) 重加算税の賦課は、過少申告加算税として賦課されるべき一定の税額に前記加重額に当たる一定の金額を加えた額の税を賦課する処分として、右過少申告加算税の賦課に相当する部分をその中に含んでいるものと解するのが相当である（最高裁昭和58年10月27日・民集37巻8号1196頁）から、本件においても、本件各処分は、過少申告加算税を課税しうる部分を超える部分のみ違法であり、取消しの対象となるというべきである。

(2) 本件において、重加算税の基礎となった税額に関し、前記認定の事実及び弁論の全趣旨によれば、本件各年分の所得税及び本件各課税期間分の消費税等につき、原告が平成16年11月11日に提出した修正申告ないし期限後申告の内容は、別表21-2、22-2、23-2、

24-2、25-2、26-2、27-2、28-2の⑧欄記載のとおりであり、この修正以前の原告の申告の内容は別表21-2、22-2、23-2、24-2、25-2、26-2、27-2、28-2の④欄記載のとおりであると認められる。

そして、通則法65条4項及び5項所定の正当事由を認めるべき証拠はないから、本件各処分に係る部分に課されるべき過少申告加算税ないし無申告加算税の額は、平成12年課税期間分の消費税等無申告加算税については、別紙5の①欄記載の期限後申告により新たに原告が納付すべきこととなった税額を通則法118条3項による端数処理をした同別紙②記載の税額に同法66条1項所定の100分の15の割合を乗じて算出した金額であり、過少申告加算税については、本件各年分の所得税につき、別紙1ないし4の①欄記載のとおり、修正申告により新たに原告が納付すべきこととなった各税額を通則法118条3項による端数処理をした別紙1ないし4の⑥欄記載の各金額に、同法65条1項所定の100分の10の割合を乗じて算出した別紙1ないし4の⑨欄記載の金額と、別紙1ないし4の①欄記載の修正申告により新たに原告が納付すべきこととなった各税額と別紙1ないし4の②及び③欄記載の金額を合した別紙1ないし4の④欄記載の通則法65条3項2号所定の所得税に係る期限内申告税額に相当する金額と50万円とのいずれか多い金額を超えるときの当該超える部分の額は、別紙1ないし4の⑥欄記載のとおりであり、これを通則法118条3項により端数処理をした別紙1ないし4の⑩欄記載の金額に通則法65条2項所定の100分の5の割合を乗じて算出した別紙1ないし4の⑫欄記載の金額とを合計した別紙1ないし4の⑬欄記載の金額が原告が支払うべき本件各年分の所得税の過少申告加算税であり、平成13年課税期間分から平成15年課税期間分の消費税等の過少申告加算税につき、別紙6ないし8の①欄記載のとおり、修正申告により新たに原告が納付すべきこととなった各税額を通則法118条3項による端数処理をした別紙6ないし8の⑦欄記載の税額に同法65条1項所定の100分の10の割合を乗じて算出した別紙6ないし8の⑨欄記載の金額と同法65条2項によって算出される加重された過少申告加算税（ただし、平成12年課税期間分を除く本件各課税期間分の消費税等の過少申告加算税については、別紙6ないし8のとおり、同法65条2項による過少申告加算税は課されない。）を合計した別紙6ないし8の⑬欄記載の金額が原告が支払うべき平成12年課税期間分を除く本件各課税期間分の消費税等の過少申告加算税である。原告が負うべき本件各年分の所得税過少申告加算税、平成12年課税期間分の消費税等無申告加算税及び平成12年課税期間分を除く本件各課税期間分の過少申告加算税の額は以下のとおりである。

ア 平成12年分所得税過少申告加算税分（別紙1）	36万2000円
イ 平成13年分所得税過少申告加算税分（別紙2）	70万2500円
ウ 平成14年分所得税過少申告加算税分（別紙3）	81万8500円
エ 平成15年分所得税過少申告加算税分（別紙4）	96万3000円
オ 平成12年課税期間分消費税等無申告加算税分（別紙5）	32万2500円
カ 平成13年課税期間分消費税等過少申告加算税分（別紙6）	3万6000円
キ 平成14年課税期間分消費税等過少申告加算税分（別紙7）	4万1000円
ク 平成15年課税期間分消費税等過少申告加算税分（別紙8）	4万9000円

この点、原告は、別表21-2、22-2、23-2、24-2、25-2、26-2、27-2、28-2の⑧欄記載の所得額は経費を控除していないものであるから、これを用いて過少申告加算税等の附帯税を計算すべきではないと主張するが、通則法65条1項は、

「修正申告又は更正に基づき」と規定しており、弁論の全趣旨によれば、別表21-2、22-2、23-2、24-2、25-2、26-2、27-2、28-2の⑩欄記載の所得額は、原告が自ら修正申告したものと認められるのであるし、原告自身税理士であり、修正申告に当たって、所得額の内容を検討することができたにもかかわらず、自らこのような申告をしているのであるから、原告の主張は採用することができない。

(3) 前記前提事実によれば、処分行政庁は、別紙1ないし4の⑭欄、別紙5の⑥欄及び別紙6ないし8の⑭欄記載のとおり、本件各年分及び本件各課税期間分の所得税及び消費税等について、すでに過少申告加算税又は無申告加算税を課しているもので、同所分に係る税額を控除した各過少申告加算税及び無申告加算税の額は、別紙1ないし4の⑮欄、別紙6ないし8の⑮欄及び別紙5の⑦欄記載の以下の金額であり、本件各処分のうちこの金額を超える部分は違法である。

ア	平成12年分所得税過少申告加算税分（別紙1）	36万2000円
イ	平成13年分所得税過少申告加算税分（別紙2）	44万5500円
ウ	平成14年分所得税過少申告加算税分（別紙3）	47万1500円
エ	平成15年分所得税過少申告加算税分（別紙4）	55万6000円
オ	平成12年課税期間分消費税等無申告加算税分（別紙5）	6万7500円
カ	平成13年課税期間分消費税等過少申告加算税分（別紙6）	1万8000円
キ	平成14年課税期間分消費税等過少申告加算税分（別紙7）	1万7000円
ク	平成15年課税期間分消費税等過少申告加算税分（別紙8）	1万6000円

第4 結論

以上によれば、原告の各請求は、岡山東税務署長が原告に対し、平成16年11月30日付けでした平成12年分の所得税重加算税賦課決定処分については、そのうち36万2000円を超える部分の取消しを求める限度で理由があり、平成13年分の所得税重加算税賦課決定処分については、そのうち44万5500円を超える部分の取消しを求める限度で理由があり、平成14年分の所得税重加算税賦課決定処分については、そのうち47万1500円を超える部分の取消しを求める限度で理由があり、平成15年分の所得税重加算税賦課決定処分については、そのうち55万6000円を超える部分の取消しを求める限度で理由があり、また、平成12年課税期間分の消費税等重加算税賦課決定処分については、そのうち6万7500円を超える部分の取消しを求める限度で理由があり、平成13年課税期間分の消費税等重加算税賦課決定処分については、そのうち1万8000円を超える部分の取消しを求める限度で理由があり、平成14年課税期間分の消費税等重加算税賦課決定処分については、そのうち1万7000円を超える部分の取消しを求める限度で理由があり、平成15年課税期間分の消費税等重加算税賦課決定処分については、そのうち1万6000円を超える部分の取消しを求める限度で理由があり、その余はいずれも理由がないから、上記の限度で、原告の各請求を認容し、その余の原告の各請求を棄却することとし、訴訟費用の負担につき、民訴法64条本文、61条を適用して、主文のとおり判決する。

岡山地方裁判所第1民事部

裁判長裁判官 近下 秀明

裁判官 篠原 礼

裁判官 植月 良典

別表1 課税処分経過表(所得税)

(単位:円)

No.	区分		平成12年分	平成13年分	平成14年分	平成15年分	
①	確定申告 (法定申告期限内)	総所得金額	15,695,093	13,965,391	13,024,056	6,759,925	
		分離課税	長期譲渡所得の金額	—	—	0	—
			株式等に係る譲渡所得の金額	—	—	—	663,011
		納付すべき税額	△1,745,187	△2,231,358	△2,137,107	△2,309,152	
②	修正申告 (平成13年12月19日)	総所得金額	15,880,693				
		納付すべき税額	△1,703,187				
③	修正申告 (平成14年11月6日)	総所得金額		14,245,391			
		納付すべき税額		△2,217,358			
④	青色申告の承認取消し処分(平成16年11月9日)		平成12年分以降の青色申告の承認の取り消し				
⑤	修正申告 (平成16年11月11日)	総所得金額	24,455,733	30,988,269	31,774,348	29,050,442	
		分離課税	長期譲渡所得の金額	—	—	0	—
			株式等に係る譲渡所得の金額	—	—	—	633,011
		納付すべき税額	1,419,400	3,129,200	3,881,000	4,340,100	
⑥	賦課決定処分 (平成16年11月30日)	a 過少申告加算税の額		257,000	347,000	407,000	
		b 重加算税の額	1,081,500	966,000	885,500	899,500	
⑦	異議申立て(平成17年1月31日)		⑥のうちbの取消しを求める				
⑧	異議決定(平成17年4月25日)		棄却				
⑨	審査請求(平成17年5月23日)		⑥のうちbの取消しを求める				
⑩	審査裁決(平成18年5月22日)		棄却				

別表2 課税処分経過表（消費税及び地方消費税）

（単位：円）

No.	区分	平成12年 課税期間	平成13年 課税期間	平成14年 課税期間	平成15年 課税期間	
①	確定申告 (法定申告期限内)	課税標準額		47,692,000	47,642,000	48,016,000
		控除税額		962,177	959,853	970,741
		納付すべき消費税額		945,500	945,800	949,800
		納付すべき地方消費税額		236,300	236,400	237,400
②	期限後申告 (平成16年11月11日)	課税標準額	49,120,000			
		控除税額	242,420			
		納付すべき消費税額	1,722,300			
		納付すべき地方消費税額	430,500			
③	修正申告 (平成16年11月11日)	課税標準額		62,399,000	64,261,000	68,007,000
		控除税額		1,256,318	1,292,233	1,370,562
		納付すべき消費税額		1,239,600	1,278,200	1,349,700
		納付すべき地方消費税額		309,900	319,500	337,400
④	賦課決定処分 (平成16年11月30日)	a 過少申告加算税の額		18,000	24,000	33,000
		b 無申告加算税の額	255,000			
		c 重加算税の額	180,000	59,500	56,000	56,000
⑤	異議申立て（平成17年1月31日）	④のうちcの取消しを求める				
⑥	異議決定（平成17年4月25日）	棄却				
⑦	審査請求（平成17年5月23日）	④のうちcの取消しを求める				
⑧	審査裁決（平成18年5月22日）	棄却				

別表 5

	事業所得の収入金額				差引所得税額			
	①修正前の額	②修正後の額	③差額	④申告漏れ率 (③/②*100)	⑤修正前の額	⑥修正後の額	⑦差額	⑧申告漏れ率 (⑦/⑥*100)
平成12年分	42,101,964	51,557,004	9,475,040	18.37	2,369,700	5,492,380	3,122,680	56.85
平成13年分	42,363,851	57,806,729	15,442,878	26.71	1,902,700	7,571,840	5,669,140	74.87
平成14年分	39,431,819	56,882,111	17,450,292	30.67	1,581,500	7,935,550	6,354,050	80.07
平成15年分	38,780,100	59,770,617	20,990,517	35.11	536,724	7,565,027	7,028,303	92.91
平均	40,669,434	56,509,115	15,839,682	27.72	1,597,656	7,141,199	5,543,543	76.18

(注) 1 「事業所得の収入金額」欄中の「①修正前の額」の各金額は、次のとおり。

- (1) 「平成12年分」については、平成12年分の所得税の確定申告書(乙2)の1枚目の「5 納める税金の計算」欄中の「その他の事業」欄の「(収入金額)」に記載のある金額である。
 - (2) 「平成13年分」ないし「平成15年分」については、平成13年分ないし平成15年分の所得税の確定申告書(乙3ないし5)の1枚目の「収入金額等」欄中の「営業等⑦」に記載のある金額である。
- 2 「事業所得の収入金額」欄中の「②修正後の額」の各金額は、本件各年分の所得税の修正申告書(乙26ないし29)の1枚目の「収入金額等」欄中の「営業等⑦」に記載のある金額である。
 - 3 「差引所得税額」欄中の「⑤修正前の額」は、本件各年分の所得税の修正申告書(別表)(乙26及び乙27の2枚目、乙28及び乙29の3枚目)の「税金の計算」欄中の「差引所得税額⑨」に記載のある金額である。
 - 4 「差引所得税額」欄中の「⑥修正後の額」は、本件各年分の所得税の修正申告書(乙26ないし29)の1枚目の「税金の計算」欄中の「差引所得税額⑩」に記載のある金額である。

別表15

(単位：円)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
	事業所得に係る 収入金額の申告 漏れ金額	①のうち本件各 顧問料ノートに 係る申告漏れの 収入金額	本件各決算料メ モのみに係る原 告個人に帰属す る決算料	小計 (②+③)	本件概算額	本件概算額減額 後の収入金額 (④-⑤)	①のうち②が占 める割合 (②/①×100)	①のうち⑥が占 める割合 (⑥/①×100)
平成12年	9,475,040	—	9,475,040	9,475,040	—	9,475,040	—	100.00%
平成13年	15,442,878	13,597,858	964,500	14,562,358	1,990,000	12,572,358	88.05%	81.41%
平成14年	17,450,292	16,316,042	450,000	16,766,042	1,663,000	15,103,042	93.50%	86.55%
平成15年	20,990,517	16,790,042	465,000	17,255,042	2,360,000	14,895,042	79.99%	70.96%

(注1) 「事業所得に係る収入金額の申告漏れ金額」は、被告の第1準備書面添付の別表5の③記載の金額である。

(注2) 「①のうち本件各顧問料ノートに係る申告漏れの収入金額」とは、本準備書面添付の別表16の⑧記載の金額である。

(注3) 「本件各決算料メモのみに係る原告個人に帰属する決算料」とは、平成12年については、被告の第1準備書面添付の別表1の④記載の金額であり、平成13年ないし平成15年については、本準備書面添付の別表16の⑨記載の金額である。

(注4) 「本件概算額」とは、本準備書面添付の別表16の⑩記載の金額である。

別表

	① 修正申告前の事業所得の 金額 (円)	② 修正申告後の事業所得の 金額 (円)	③ 差額 (②-①) (円)	④ ③のうち隠ぺい仮装事由 の部分の金額 (円)	⑤ ②のうち④の占める割合 (④÷②×100)
平成12年分	5,556,352	15,031,392	9,475,040	9,475,040	63.03%
平成13年分	5,179,983	20,622,861	15,442,878	12,572,358	60.96%
平成14年分	4,186,563	21,636,855	17,450,292	15,103,042	69.80%
平成15年分	▲1,676,276	19,314,241	20,990,517	14,895,042	77.11%

(注) 本表は、被告の第4準備書面添付の別表21-2、同22-2、同23-2、同24-2に基づき作成したものである。

別表 2 1 - 2 被告が主張する平成 1 2 年分所得税に係る加算税の基礎となる税額

(単位：円)

区分		①	②	③	④	⑤	⑥
		修正申告前の額	修正申告後の額	隠ぺい仮装事由の部分の額 (通則法68条1項)	隠ぺい仮装事由以外の事実のみに基づいて更正決定等があったとした場合の額 (通則法68条1項括弧書き)	不正当事由部分の額 (通則法65条1項)	正当な事由があると認められる事実のみに基づいて更正決定等があったとした場合の額 (通則法65条5項)
事業所得 (所得税法27条)	①	5,556,352	15,031,392	9,475,040	5,556,352	0	5,556,352
不動産所得 (所得税法26条)	②	5,915,411	6,015,411	0	6,015,411	100,000	5,915,411
給与所得 (所得税法28条)	③	3,885,600	3,885,600	0	3,885,600	0	3,885,600
雑所得 (所得税法35条)	④	523,330	523,330	0	523,330	0	523,330
総所得金額 (①ないし④の合計)	⑤	15,880,693	25,455,733	9,475,040	15,980,693	100,000	15,880,693
所得控除の合計額 (所得税法73ないし77、84及び86条)	⑥	3,881,490	3,881,490	0	3,881,490	0	3,881,490
課税総所得金額 (⑤-⑥) (所得税法89条2項)	⑦	11,999,000	21,574,000		12,099,000		11,999,000
課税総所得金額に対する所得税の額 (所得税法89条1項)	⑧	2,369,700	5,492,380		2,399,700		2,369,700
算出税額(⑧)	⑨	2,369,700	5,492,380		2,399,700		2,369,700
定率減税額 (負担軽減法6条2項)	⑩	250,000	250,000	0	250,000	0	250,000
源泉徴収税額 (所得税法120条1項5号)	⑪	3,822,887	3,822,887	0	3,822,887	0	3,822,887
申告納税額 (⑨-⑩-⑪)	⑫	▲1,703,187	1,419,400		▲1,673,187		▲1,703,187
納付すべき税額	⑬	—	1,419,400		—		—
還付金相当額	⑭	1,703,187	—		1,673,187		1,703,187
増差税額	⑮		(B⑫-A⑫) 3,122,500	(B⑮-D⑮) 3,092,500	(D⑫-A⑫) 30,000	(D⑮-F⑮) 30,000	(F⑫-A⑫) 0
重加算税の基礎となる税額(⑮)	⑯			3,090,000			
過少申告加算税の基礎となる税額(⑮)	⑰					30,000	

(注1) 表中「申告納税額」欄の「▲」は、還付金相当額を表す。

(注2) 表中の所得税法は、平成13年法律第6号による改正前のものをいう。

(注3) 表中の「負担軽減法」とは、「経済社会の変化等に対応して早急に講ずるべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法(ただし、平成16年法律第163号による改正前のもの)」をいう。

(注4) ⑦の金額は、通則法118条1項により、1000円未満の金額を切り捨てたものである。

(注5) ⑫、⑬及び⑮の金額は、通則法119条1項により、100円未満の金額を切り捨てたものである(ただし、還付金相当額の場合は除く)

(注6) ⑯及び⑰の金額は、通則法118条3項により、1万円未満の金額を切り捨てたものである。

別表 2 2 - 2 被告が主張する平成 1 3 年分所得税に係る加算税の基礎となる税額

(単位：円)

区分		(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)
		修正申告前の額	修正申告後の額	隠ぺい仮装事由の部分の額 (通則法68条1項)	隠ぺい仮装事由以外の事実のみに基づいて更正決定等があったとした場合の額 (通則法68条1項括弧書き)	不正当事由部分の額 (通則法65条1項)	正当な事由があると認められる事実のみに基づいて更正決定等があったとした場合の額 (通則法65条5項)
事業所得 (所得税法27条)	①	5,179,983	20,622,861	12,572,358	8,050,503	2,870,520	5,179,983
不動産所得 (所得税法26条)	②	5,489,910	6,789,910	0	6,789,910	1,300,000	5,489,910
配当所得 (所得税法24条)	③	280,000	280,000	0	280,000	0	280,000
給与所得 (所得税法28条)	④	2,772,000	2,772,000	0	2,772,000	0	2,772,000
雑所得 (所得税法35条)	⑤	523,498	523,498	0	523,498	0	523,498
総所得金額 (①ないし⑤の合計)	⑥	14,245,391	30,988,269	12,572,358	18,415,911	4,170,520	14,245,391
所得控除の合計額 (所得税法73ないし77、84及び86条)	⑦	3,755,988	3,755,988	0	3,755,988	0	3,755,988
課税総所得金額 (⑥-⑦) (所得税法89条2項)	⑧	10,489,000	27,232,000		14,659,000		10,489,000
課税総所得金額に対する所得税の額 (所得税法89条1項、負担軽減法4条)	⑨	1,916,700	7,585,840		3,167,700		1,916,700
配当控除 (所得税法92条)	⑩	14,000	14,000	0	14,000	0	14,000
算出税額(⑨-⑩)	⑪	1,902,700	7,571,840		3,153,700		1,902,700
定率減税額 (負担軽減法6条2項)	⑫	250,000	250,000	0	250,000	0	250,000
源泉徴収税額(所得税法120条1項5号)	⑬	3,870,058	4,192,588	322,530	3,885,058	0	3,870,058
申告納税額 (⑪-⑫-⑬)	⑭	▲2,217,358	3,129,200		▲981,358		▲2,217,358
納付すべき税額	⑮	-	3,129,200		-		-
還付金相当額	⑯	2,217,358	-		981,358		2,217,358
増差税額	⑰		(B⑭-A⑭) 5,346,500	(B⑰-D⑰) 4,110,500	(D⑭-A⑭) 1,236,000	(D⑰-F⑰) 1,236,000	(F⑭-A⑭) 0
重加算税の基礎となる税額(⑰)	⑱			4,110,000			
過少申告加算税の基礎となる税額(⑰)	⑲					1,230,000	

(注 1) 表中「申告納税額」欄の「▲」は、還付金相当額を表す。

(注 2) 表中の所得税法は、平成13年法律第101号による改正前のものをいう。

(注 3) 表中の「負担軽減法」とは、「経済社会の変化等に対応して早急に講ずるべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法(ただし、平成16年法律第163号による改正前のもの)」をいう。

(注 4) ⑧の金額は、通則法118条1項により、1000円未満の金額を切り捨てたものである。

(注 5) ⑭、⑮及び⑰の金額は、通則法119条1項により、100円未満の金額を切り捨てたものである(ただし、還付金相当額の場合は除く)。

(注 6) ⑱及び⑲の金額は、通則法118条3項により、1万円未満の金額を切り捨てたものである。

別表 2 3 - 2 被告が主張する平成 1 4 年分所得税に係る加算税の基礎となる税額

(単位：円)

区分		①	②	③	④	⑤	⑥
		修正申告前の額	修正申告後の額	隠ぺい仮装事由の部分の額 (通則法68条1項)	隠ぺい仮装事由以外の事実のみに基づいて更正決定等があったとした場合の額 (通則法68条1項括弧書き)	不正当事由部分の額 (通則法65条1項)	正当な事由があると認められる事実のみに基づいて更正決定等があったとした場合の額 (通則法65条5項)
事業所得 (所得税法27条)	①	4,186,563	21,636,855	15,103,042	6,533,813	2,347,250	4,186,563
不動産所得 (所得税法26条)	②	5,556,570	6,856,570	0	6,856,570	1,300,000	5,556,570
配当所得 (所得税法24条)	③	280,000	280,000	0	280,000	0	280,000
給与所得 (所得税法28条)	④	2,079,600	2,079,600	0	2,079,600	0	2,079,600
一時所得 (所得税法34条)	⑤	397,825	397,825	0	397,825	0	397,825
雑所得 (所得税法35条)	⑥	523,498	523,498	0	523,498	0	523,498
総所得金額 (①ないし⑥の合計)	⑦	13,024,056	31,774,348	15,103,042	16,671,306	3,647,250	13,024,056
分離長期譲渡所得 (租税特別措置法31条)	⑧	0	0	0	0	0	0
所得控除の合計額 (所得税法73ないし78,84及び86条)	⑨	3,558,494	3,558,494	0	3,558,494	0	3,558,494
課税総所得額 (⑦-⑨) (所得税法89条2項)	⑩	9,465,000	28,215,000		13,112,000		9,465,000
課税総所得金額に対する所得税の額 (所得税法89条1項、負担軽減法4条)	⑪	1,609,500	7,949,550		2,703,600		1,609,500
配当控除 (所得税法92条)	⑫	28,000	14,000	0	14,000	▲14,000	28,000
算出税額(⑩-⑫)	⑬	1,581,500	7,935,550		2,689,600		1,581,500
定率減税額 (負担軽減法6条2項)	⑭	250,000	250,000	0	250,000	0	250,000
源泉徴収税額 (所得税法120条1項5号)	⑮	3,468,607	3,804,537	257,930	3,546,607	78,000	3,468,607
申告納税額 (⑬-⑭-⑮)	⑯	▲2,137,107	3,881,000		▲1,107,007		▲2,137,107
納付すべき税額	⑰	-	3,881,000		-		-
還付金相当額	⑱	2,137,107	-		1,107,007		2,137,107
増差税額	⑲		(B⑱-A⑱) 6,018,100	(B⑲-D⑲) 4,988,000	(D⑱-A⑱) 1,030,100	(D⑲-F⑲) 1,030,100	(F⑱-A⑱) 0
重加算税の基礎となる税額(⑲)	⑳			4,980,000			
過少申告加算税の基礎となる税額(⑲)	㉑					1,030,000	

(注 1) 表中「配当控除」欄の「▲」は、減額を表す。

(注 2) 表中「申告納税額」欄の「▲」は、還付金相当額を表す。

(注 3) 表中の所得税法は、平成14年法律第65号による改正前のものをいう。

(注 4) 表中の「負担軽減法」とは、「経済社会の変化等に対応して早急に講ずるべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法(ただし、平成16年法律第163号による改正前のもの)」をいう。

(注 5) ⑩の金額は、通則法118条1項により、1000円未満の金額を切り捨てたものである。

(注 6) ⑯、⑰及び⑱の金額は、通則法119条1項により、100円未満の金額を切り捨てたものである(ただし、還付金相当額の場合は除く)。

(注 7) ⑳及び㉑の金額は、通則法118条3項により、1万円未満の金額を切り捨てたものである。

別表 2 4 - 2 被告が主張する平成 1 5 年分所得税に係る加算税の基礎となる税額

(単位：円)

区分		(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)
		修正申告前の額	修正申告後の額	隠ぺい仮装事由の部分の額 (通則法68条1項)	隠ぺい仮装事由以外の事実のみに基づいて更正決定等があったとした場合の額 (通則法68条1項括弧書き)	不正当事由部分の額 (通則法65条1項)	正当な事由があると認められる事実のみに基づいて更正決定等があったとした場合の額 (通則法65条5項)
事業所得 (所得税法27条)	①	▲1,676,276	19,314,241	14,895,042	4,419,199	6,095,475	▲1,676,276
不動産所得 (所得税法26条)	②	5,457,894	6,757,894	0	6,757,894	1,300,000	5,457,894
配当所得 (所得税法24条)	③	421,860	421,860	0	421,860	0	421,860
給与所得 (所得税法28条)	④	2,037,600	2,037,600	0	2,037,600	0	2,037,600
一時所得 (所得税法34条)	⑤	6,885	6,885	0	6,885	0	6,885
雑所得 (所得税法35条)	⑥	511,962	511,962	0	511,962	0	511,962
総所得金額 (①ないし⑥の合計)	⑦	6,759,925	29,050,442	14,895,042	14,155,400	7,395,475	6,759,925
分離課税株式等の譲渡所得 (措置法37条の11第1項)	⑧	633,011	633,011	0	633,011	0	633,011
所得控除の合計額 (所得税法73ないし77、80、84及び86条)	⑨	2,436,710	1,936,710	0	1,936,710	▲500,000	2,436,710
課税総所得金額 (⑦-⑨) (所得税法89条2項)	⑩	4,323,000	27,113,000		12,218,000		4,323,000
課税される分離課税株式等の譲渡所得	⑪	633,000	633,000		633,000		633,000
課税総所得金額に対する所得税の額 (所得税法89条1項、負担軽減法4条)	⑫	534,600	7,541,810		2,435,400		534,600
課税される分離課税株式等の譲渡所得金額に対する所得税の額 (措置法37条の11第2項)	⑬	44,310	44,310		44,310		44,310
税額合計(⑫+⑬)	⑭	578,910	7,586,120		2,479,710		578,910
配当控除 (所得税法92条)	⑮	42,186	21,093	0	21,093	▲21,093	42,186
算出税額(⑭-⑮)	⑯	536,724	7,565,027	0	2,458,617		536,724
定率減税額 (負担軽減法6条2項)	⑰	107,345	250,000	0	250,000	142,655	107,345
源泉徴収税額 (所得税法120条1項5号)	⑱	2,738,531	2,974,861	130,330	2,844,531	106,000	2,738,531
申告納税額 (⑯-⑰-⑱)	⑲	▲2,309,152	4,340,100		▲635,914		▲2,309,152
納付すべき税額	⑳	-	4,340,100		-		-
還付金相当額	㉑	2,309,152	-		635,914		2,309,152
増差税額	㉒		(B⑱-A⑱) 6,649,200	(B㉒-D㉒) 4,976,000	(D⑱-A⑱) 1,673,200	(D㉒-F㉒) 1,673,200	(F⑱-A⑱) 0
重加算税の基礎となる税額(㉒)	㉓			4,970,000			
過少申告加算税の基礎となる税額(㉒)	㉔					1,670,000	

(注1) 表中「所得控除の合計額」欄及び「配当控除」欄の「▲」は、減額を表す。

(注2) 表中「申告納税額」欄の「▲」は、還付金相当額を表す。

(注3) 表中の所得税法は、平成15年法律第43号による改正前のものをいう。

(注4) 表中の「負担軽減法」とは、「経済社会の変化等に対応して早急に講ずるべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(ただし、平成16年法律第163号による改正前のもの)」をいう。

(注5) 表中の「措置法」とは、「租税特別措置法(平成16年法律第163号による改正前のもの)」をいう。

(注6) ⑩及び⑪の金額は、通則法118条1項により、1000円未満の金額を切り捨てたものである。

(注7) ⑲、⑳及び㉑の金額は、通則法119条1項により、100円未満の金額を切り捨てたものである(ただし、還付金相当額の場合は除く)。

(注8) ㉓及び㉔の金額は、通則法118条3項により、1万円未満の金額を切り捨てたものである。

別表25-2 被告が主張する平成12年課税期間分消費税等に係る加算税の基礎となる税額 (単位：円)

区分		A	B	C	D	E	F
			期限後申告の額	隠ぺい仮装事由の部分の額 (通則法68条2項)	隠ぺい仮装事由以外の事実のみに基づいて更正決定等があったとした場合の額 (通則法68条2項括弧書き)	不正当事由部分の額 (通則法66条1項)	正当な事由があると認められる事実のみに基づいて更正決定等があったとした場合の額 (通則法66条1項ただし書)
消費税	課税資産の譲渡の対価の額(税込み) ①		51,577,001	9,475,040	42,101,961	42,101,961	0
	課税売上額(税抜き) (①×100/105) (消費税法28条1項) ②		49,120,953		40,097,105		0
	課税標準額 (消費税法28条1項) ③		49,120,000		40,097,000		0
	消費税額 (③×4/100) (消費税法29条) ④		1,964,800		1,603,880		0
	仕入控除税額 (消費税法30条) ⑤		242,420		242,420		0
	差引税額 (④-⑤) ⑥		1,722,300		1,361,400		0
	中間納付税額 (消費税法42条) ⑦		0		0		0
	納付税額 (消費税法49条) ⑧		1,722,300		1,361,400		0
	増差税額 ⑨		(B⑧-A⑧) 1,722,300	(B⑨-D⑨) 360,900	(D⑧-A⑧) 1,361,400	(D⑨-F⑨) 1,361,400	(F⑧-A⑧) 0
地方消費税	差引税額(⑥) ⑩		1,722,300		1,361,400		0
	譲渡割額 (⑩×25%) (地方税法72条の83) ⑪		430,500		340,300		0
	中間納付譲渡割額 (地方税法72条の87) ⑫		0		0		0
	納付譲渡割額 (地方税法72条の88) ⑬		430,500		340,300		0
	増差税額 ⑭		(B⑬-A⑬) 430,500	(B⑭-D⑭) 90,200	(D⑬-A⑬) 340,300	(D⑭-F⑭) 340,300	(F⑬-A⑬) 0
重加算税の対象となる税額(⑨+⑭) ⑮			450,000				
無申告加算税の基礎となる税額(⑨+⑭) ⑯					1,700,000		

(注1) 表中の消費税法37条1項及び42条は、平成15年法律第8号による改正前のものをいう。

(注2) ③の金額は、通則法118条1項の規定により、1000円未満の金額を切り捨てたものである。

(注3) ⑥、⑧及び⑨の金額は、通則法119条1項の規定により、100円未満の金額を切り捨てたものである。

(注4) ⑪、⑬及び⑭の金額は、地方税法20条の4の2第1項の規定により、100円未満の金額を切り捨てたものである。

(注5) ⑮及び⑯の金額は、通則法118条3項の規定により、1万円未満の金額を切り捨てたものである。

別表26-2 被告が主張する平成13年課税期間分消費税等に係る加算税の基礎となる税額 (単位：円)

区分		A	B	C	D	E	F
		修正申告前の額	修正申告後の額	隠ぺい仮装事由の部分の額 (通則法68条1項)	隠ぺい仮装事由以外の事実のみに基づいて更正決定等があったとした場合の額 (通則法68条2項括弧書き)	不正当事由部分の額 (通則法65条1項)	正当な事由があると認められる事実のみに基づいて更正決定等があったとした場合の額 (通則法65条5項)
消費税	課税資産の譲渡の対価の額(税込み) ①	50,077,050	65,519,928	12,572,358	52,947,570	2,870,520	50,077,050
	課税売上額(税抜き) ② (①×100/105) (消費税法28条1項)	47,692,429	62,399,931		50,426,257		47,692,429
	課税標準額 ③ (消費税法28条1項)	47,692,000	62,399,000		50,426,000		47,692,000
	消費税額 ④ (③×4/100) (消費税法29条)	1,907,680	2,495,960		2,017,040		1,907,680
	仕入控除税額 ⑤ (消費税法37条1項)	962,177	1,256,318		1,016,858		962,177
	差引税額 ⑥ (④-⑤)	945,500	1,239,600		1,000,100		945,500
	中間納付税額 ⑦ (消費税法42条)	0	0		0		0
	納付税額 ⑧ (消費税法49条)	945,500	1,239,600		1,000,100		945,500
	増差税額 ⑨		(B⑧-A⑧) 294,100	(B⑨-D⑨) 239,500	(D⑧-A⑧) 54,600	(D⑨-F⑨) 54,600	(F⑧-A⑧) 0
地方消費税	差引税額(⑥) ⑩	945,500	1,239,600		1,000,100		945,500
	譲渡割額 ⑪ (⑩×25%) (地方税法72条の83)	236,300	309,900		250,000		236,300
	中間納付譲渡割額 ⑫ (地方税法72条の87)	0	0		0		0
	納付譲渡割額 ⑬ (地方税法72条の88)	236,300	309,900		250,000		236,300
	増差税額 ⑭		(B⑬-A⑬) 73,600	(B⑭-D⑭) 59,900	(D⑬-A⑬) 13,700	(D⑭-F⑭) 13,700	(F⑬-A⑬) 0
重加算税の対象となる税額(⑨+⑭) ⑮			290,000				
過少申告加算税の基礎となる税額(⑨+⑭) ⑯					60,000		

(注1) 表中の消費税法37条1項及び42条は、平成15年法律第8号による改正前のものをいう。

(注2) ③の金額は、通則法118条1項の規定により、1000円未満の金額を切り捨てたものである。

(注3) ⑥、⑧及び⑨の金額は、通則法119条1項の規定により、100円未満の金額を切り捨てたものである。

(注4) ⑪、⑬及び⑭の金額は、地方税法20条の4の2第1項の規定により、100円未満の金額を切り捨てたものである。

(注5) ⑮及び⑯の金額は、通則法118条3項の規定により、1万円未満の金額を切り捨てたものである。

別表 27-2 被告が主張する平成14年課税期間分消費税等に係る加算税の基礎となる税額 (単位：円)

区分		A	B	C	D	E	F
		修正申告前の額	修正申告後の額	隠ぺい仮装事由の部分の額 (通則法68条1項)	隠ぺい仮装事由以外の事実のみに基づいて更正決定等があったとした場合の額 (通則法68条2項括弧書き)	不正当事由部分の額 (通則法65条1項)	正当な事由があると認められる事実のみに基づいて更正決定等があったとした場合の額 (通則法65条5項)
消費税	課税資産の譲渡の対価の額(税込み) ①	50,024,648	67,474,940	15,103,042	52,371,898	2,347,250	50,024,648
	課税売上額(税抜き) (①×100/105) (消費税法28条1項) ②	47,642,522	64,261,847		49,877,998		47,642,522
	課税標準額 (消費税法28条1項) ③	47,642,000	64,261,000		49,877,000		47,642,000
	消費税額 (③×4/100) (消費税法29条) ④	1,905,680	2,570,440		1,995,080		1,905,680
	仕入控除税額 (消費税法37条1項) ⑤	959,853	1,292,233		1,004,553		959,853
	差引税額 (④-⑤) ⑥	945,800	1,278,200		990,500		945,800
	中間納付税額 (消費税法42条) ⑦	472,700	472,700		472,700		472,700
	納付税額 (消費税法49条) ⑧	473,100	805,500		517,800		473,100
	増差税額 ⑨		(B⑧-A⑧) 332,400	(B⑨-D⑨) 287,700	(D⑧-A⑧) 44,700	(D⑨-F⑨) 44,700	(F⑧-A⑧) 0
地方消費税	差引税額(⑥) ⑩	945,800	1,278,200		990,500		945,800
	譲渡割額 (⑩×25%) (地方税法72条の83) ⑪	236,400	319,500		247,600		236,400
	中間納付譲渡割額 (地方税法72条の87) ⑫	118,100	118,100		118,100		118,100
	納付譲渡割額 (地方税法72条の88) ⑬	118,300	201,400		129,500		118,300
	増差税額 ⑭		(B⑬-A⑬) 83,100	(B⑭-D⑭) 71,900	(D⑬-A⑬) 11,200	(D⑭-F⑭) 11,200	(F⑬-A⑬) 0
重加算税の基礎となる税額(⑨+⑭) ⑮				350,000			
過少申告加算税の基礎となる税額(⑨+⑭) ⑯						50,000	

(注1) 表中の消費税法37条1項及び42条は、平成15年法律第8号による改正前のものをいう。

(注2) ③の金額は、通則法118条1項の規定により、1000円未満の金額を切り捨てたものである。

(注3) ⑥、⑧及び⑨の金額は、通則法119条1項の規定により、100円未満の金額を切り捨てたものである。

(注4) ⑪、⑬及び⑭の金額は、地方税法20条の4の2第1項の規定により、100円未満の金額を切り捨てたものである。

(注5) ⑮及び⑯の金額は、通則法118条3項の規定により、1万円未満の金額を切り捨てたものである。

別表28-2 被告が主張する平成15年課税期間分消費税等に係る加算税の基礎となる税額 (単位：円)

区分		A	B	C	D	E	F
		修正申告前の額	修正申告後の額	隠ぺい仮装事由の部分の額 (通則法68条1項)	隠ぺい仮装事由以外の事実のみに基づいて更正決定等があったとした場合の額 (通則法68条1項括弧書き)	不正当事由部分の額 (通則法65条1項)	正当な事由があると認められる事実のみに基づいて更正決定等があったとした場合の額 (通則法65条5項)
消費税	課税資産の譲渡の対価の額(税込み) ①	50,417,022	71,407,538	14,895,042	56,512,496	6,095,474	50,417,022
	課税売上額(税抜き) (①×100/105) (消費税法28条1項) ②	48,016,211	68,007,179		53,821,424		48,016,211
	課税標準額 (消費税法28条1項) ③	48,016,000	68,007,000		53,821,000		48,016,000
	消費税額 (③×4/100) (消費税法29条) ④	1,920,640	2,720,280		2,152,840		1,920,640
	仕入控除税額 (消費税法30条) ⑤	970,741	1,370,562		1,086,842		970,741
	差引税額 (④-⑤) ⑥	949,800	1,349,700		1,065,900		949,800
	中間納付税額 (消費税法42条) ⑦	472,800	472,800		472,800		472,800
	納付税額 (消費税法49条) ⑧	477,000	876,900		593,100		477,000
	増差税額 ⑨		(B⑧-A⑧) 399,900	(B⑨-D⑨) 283,800	(D⑧-A⑧) 116,100	(D⑨-F⑨) 116,100	(F⑧-A⑧) 0
地方消費税	差引税額(⑥) ⑩	949,800	1,349,700		1,065,900		949,800
	譲渡割額 (⑩×25%) (地方税法72条の83) ⑪	237,400	337,400		266,400		237,400
	中間納付譲渡割額 (地方税法72条の87) ⑫	118,200	118,200		118,200		118,200
	納付譲渡割額 (地方税法72条の88) ⑬	119,200	219,200		148,200		119,200
	増差税額 ⑭		(B⑬-A⑬) 100,000	(B⑭-D⑭) 71,000	(D⑬-A⑬) 29,000	(D⑭-F⑭) 29,000	(F⑬-A⑬) 0
重加算税の対象となる税額(⑨+⑭) ⑮			350,000				
過少申告加算税の基礎となる税額(⑨+⑭) ⑯					140,000		

(注1) 表中の消費税法37条1項及び42条は、平成15年法律第8号による改正前のものをいう。

(注2) ③の金額は、通則法118条1項の規定により、1000円未満の金額を切り捨てたものである。

(注3) ⑥、⑧及び⑨の金額は、通則法119条1項の規定により、100円未満の金額を切り捨てたものである。

(注4) ⑪、⑬及び⑭の金額は、地方税法20条の4の2第1項の規定により、100円未満の金額を切り捨てたものである。

(注5) ⑮及び⑯の金額は、通則法118条3項の規定により、1万円未満の金額を切り捨てたものである。

		金額	別表番号及び法令	
加算税の対象となる税額	①	3,122,500	別表21-2 (B欄⑮の金額)	
申告納税額	②	▲1,703,187	別表21-2 (A欄⑫の金額)	
源泉徴収税額	③	3,822,887	別表21-2 (B欄⑪の金額)	
計 (②+③)	④	2,119,700	—	
④の金額と50万円のいずれか多い方の金額	⑤	2,119,700	通則法65条2項	
①の金額と「①-⑤」の金額のいずれか少ない方の金額	⑥	1,002,800	通則法65条2項	
通常分	加算税の基礎となる税額 (①)	⑦	3,120,000	通則法118条3項
	加算税の割合	⑧	10%	通則法65条1項
	加算税の額 (⑦×⑧)	⑨	312,000	通則法119条4項
加重分	加算税の基礎となる税額 (⑥)	⑩	1,000,000	通則法118条3項
	加算税の割合	⑪	5%	通則法65条2項
	加算税の額 (⑩×⑪)	⑫	50,000	通則法119条4項
過少申告加算税の額 (⑨+⑫)		⑬	362,000	—
既に賦課決定されている額		⑭	0	—
原告の負担する残過少申告加算税 (⑬-⑭)		⑮	362,000	—

(注1) 表中「通常分」とは、通則法65条1項の規定により、算出される過少申告加算税である。

(注2) 表中「加重分」とは、通則法65条2項の規定により、算出される通則法65条1項の規定により算出される過少申告加算税に加重すべき金額である。

		金額	別表番号及び法令	
加算税の対象となる税額	①	5,346,500	別表22-2 (B欄⑰の金額)	
申告納税額	②	▲2,217,358	別表22-2 (A欄⑭の金額)	
源泉徴収税額	③	4,192,588	別表22-2 (B欄⑬の金額)	
計 (②+③)	④	1,975,230	—	
④の金額と50万円のいずれか多い方の金額	⑤	1,975,230	通則法65条2項	
①の金額と「①-⑤」の金額のいずれか少ない方の金額	⑥	3,371,270	通則法65条2項	
通常分	加算税の基礎となる税額 (①)	⑦	5,340,000	通則法118条3項
	加算税の割合	⑧	10%	通則法65条1項
	加算税の額 (⑦×⑧)	⑨	534,000	通則法119条4項
加重分	加算税の基礎となる税額 (⑥)	⑩	3,370,000	通則法118条3項
	加算税の割合	⑪	5%	通則法65条2項
	加算税の額 (⑩×⑪)	⑫	168,500	通則法119条4項
過少申告加算税の額 (⑨+⑫)		⑬	702,500	—
既に賦課決定されている額		⑭	257,000	—
原告の負担する残過少申告加算税 (⑬-⑭)		⑮	445,500	—

(注1) 表中「通常分」とは、通則法65条1項の規定により、算出される過少申告加算税である。

(注2) 表中「加重分」とは、通則法65条2項の規定により、算出される通則法65条1項の規定により算出される過少申告加算税に加重すべき金額である。

		金額	別表番号及び法令	
加算税の対象となる税額	①	6,018,100	別表23-2 (B欄②の金額)	
申告納税額	②	▲2,137,107	別表23-2 (A欄⑯の金額)	
源泉徴収税額	③	3,804,537	別表23-2 (B欄⑱の金額)	
計 (②+③)	④	1,667,430	—	
④の金額と50万円のいずれか多い方の金額	⑤	1,667,430	通則法65条2項	
①の金額と「①-⑤」の金額のいずれか少ない方の金額	⑥	4,350,670	通則法65条2項	
通常分	加算税の基礎となる税額 (①)	⑦	6,010,000	通則法118条3項
	加算税の割合	⑧	10%	通則法65条1項
	加算税の額 (⑦×⑧)	⑨	601,000	通則法119条4項
加重分	加算税の基礎となる税額 (⑥)	⑩	4,350,000	通則法118条3項
	加算税の割合	⑪	5%	通則法65条2項
	加算税の額 (⑩×⑪)	⑫	217,500	通則法119条4項
過少申告加算税の額 (⑨+⑫)		⑬	818,500	—
既に賦課決定されている額		⑭	347,000	—
原告の負担する残過少申告加算税 (⑬-⑭)		⑮	471,500	—

(注1) 表中「通常分」とは、通則法65条1項の規定により、算出される過少申告加算税である。

(注2) 表中「加重分」とは、通則法65条2項の規定により、算出される通則法65条1項の規定により算出される過少申告加算税に加重すべき金額である。

		金額	別表番号及び法令	
加算税の対象となる税額	①	6,649,200	別表24-2 (B欄⑱の金額)	
申告納税額	②	▲2,309,152	別表24-2 (A欄⑰の金額)	
源泉徴収税額	③	2,974,861	別表24-2 (B欄⑮の金額)	
計 (②+③)	④	665,709	—	
④の金額と50万円のいずれか多い方の金額	⑤	665,709	通則法65条2項	
①の金額と「①-⑤」の金額のいずれか少ない方の金額	⑥	5,983,491	通則法65条2項	
通常分	加算税の基礎となる税額 (①)	⑦	6,640,000	通則法118条3項
	加算税の割合	⑧	10%	通則法65条1項
	加算税の額 (⑦×⑧)	⑨	664,000	通則法119条4項
加重分	加算税の基礎となる税額 (⑥)	⑩	5,980,000	通則法118条3項
	加算税の割合	⑪	5%	通則法65条2項
	加算税の額 (⑩×⑪)	⑫	299,000	通則法119条4項
過少申告加算税の額 (⑨+⑫)		⑬	963,000	—
既に賦課決定されている額		⑭	407,000	—
原告の負担する残過少申告加算税 (⑬-⑭)		⑮	556,000	—

(注1) 表中「通常分」とは、通則法65条1項の規定により、算出される過少申告加算税である。

(注2) 表中「加重分」とは、通則法65条2項の規定により、算出される通則法65条1項の規定により算出される過少申告加算税に加重すべき金額である。

別紙5 平成12年課税期間分消費税等無申告加算税等の計算

(単位：円)

		金額	別表番号及び法令
加算税の対象となる税額	①	2,152,800	別表25-2(③欄⑨の金額と⑭の金額の合計)
加算税の基礎となる税額 (①)	②	2,150,000	通則法118条3項
加算税の割合	③	15%	通則法65条1項
加算税の額(②×③)	④	322,500	通則法119条4項
無申告加算税の額 (④)	⑤	322,500	—
既に賦課決定されている額	⑥	255,000	—
原告の負担する残過少申告加算税 (⑤-⑥)	⑦	67,500	—

		金額	別表番号及び法令
加算税の対象となる税額	①	367,700	別表26-2(③欄⑨の金額と⑭の金額の合計)
納付譲渡割額	②	1,181,800	別表26-2(④欄⑧の金額と⑬の金額の合計)
中間納付税額	③	0	別表26-2(⑤欄⑦の金額と⑫の金額の合計)
計(②+③)	④	1,181,800	—
④の金額と50万円のいずれか多い方の金額	⑤	1,181,800	通則法65条2項
①の金額と「①-⑤」の金額のいずれか少ない方の金額	⑥	▲814,100	通則法65条2項
通常分	加算税の基礎となる税額 (①)	⑦ 360,000	通則法118条3項
	加算税の割合	⑧ 10%	通則法65条1項
	加算税の額(⑦×⑧)	⑨ 36,000	通則法119条4項
加重分	加算税の基礎となる税額 (⑥)	⑩ 0	通則法118条3項
	加算税の割合	⑪ 5%	通則法65条2項
	加算税の額(⑩×⑪)	⑫ 0	通則法119条4項
過少申告加算税の額 (⑨+⑫)	⑬	36,000	—
既に賦課決定されている額	⑭	18,000	—
原告の負担する残過少申告加算税 (⑬-⑭)	⑮	18,000	—

(注1) 表中「通常分」とは、通則法65条1項の規定により、算出される過少申告加算税である。

(注2) 表中「加重分」とは、通則法65条2項の規定により、算出される通則法65条1項の規定により算出される

		金額	別表番号及び法令	
加算税の対象となる税額	①	415,500	別表27-2(③欄⑨の金額と⑭の金額の合計)	
納付譲渡割額	②	591,400	別表27-2(④欄⑧の金額と⑬の金額の合計)	
中間納付税額	③	590,800	別表27-2(⑤欄⑦の金額と⑫の金額の合計)	
計(②+③)	④	1,182,200	—	
④の金額と50万円のいずれか多い方の金額	⑤	1,182,200	通則法65条2項	
①の金額と「①-⑤」の金額のいずれか少ない方の金額	⑥	▲766,700	通則法65条2項	
通常分	加算税の基礎となる税額 (①)	⑦	410,000	通則法118条3項
	加算税の割合	⑧	10%	通則法65条1項
	加算税の額(⑦×⑧)	⑨	41,000	通則法119条4項
加重分	加算税の基礎となる税額 (⑥)	⑩	0	通則法118条3項
	加算税の割合	⑪	5%	通則法65条2項
	加算税の額(⑩×⑪)	⑫	0	通則法119条4項
過少申告加算税の額 (⑨+⑫)	⑬	41,000	—	
既に賦課決定されている額	⑭	24,000	—	
原告の負担する残過少申告加算税 (⑬-⑭)	⑮	17,000	—	

(注1) 表中「通常分」とは、通則法65条1項の規定により、算出される過少申告加算税である。

(注2) 表中「加重分」とは、通則法65条2項の規定により、算出される通則法65条1項の規定により算出される

		金額	別表番号及び法令
加算税の対象となる税額	①	499,900	別表28-2(③欄⑨の金額と⑭の金額の合計)
納付譲渡割額	②	596,200	別表28-2(④欄⑧の金額と⑬の金額の合計)
中間納付税額	③	591,000	別表28-2(⑤欄⑦の金額と⑫の金額の合計)
計(②+③)	④	1,187,200	—
④の金額と50万円のいずれか多い方の金額	⑤	1,187,200	通則法65条2項
①の金額と「①-⑤」の金額のいずれか少ない方の金額	⑥	▲687,300	通則法65条2項
通常分	加算税の基礎となる税額 (①)	⑦ 490,000	通則法118条3項
	加算税の割合	⑧ 10%	通則法65条1項
	加算税の額(⑦×⑧)	⑨ 49,000	通則法119条4項
加重分	加算税の基礎となる税額 (⑥)	⑩ 0	通則法118条3項
	加算税の割合	⑪ 5%	通則法65条2項
	加算税の額(⑩×⑪)	⑫ 0	通則法119条4項
過少申告加算税の額 (⑨+⑫)	⑬	49,000	—
既に賦課決定されている額	⑭	33,000	—
原告の負担する残過少申告加算税 (⑬-⑭)	⑮	16,000	—

(注1) 表中「通常分」とは、通則法65条1項の規定により、算出される過少申告加算税である。

(注2) 表中「加重分」とは、通則法65条2項の規定により、算出される通則法65条1項の規定により算出される